

平成23年第2回定例会

東吾妻町議会会議録

平成23年 6月 7日 開会

平成23年 6月15日 閉会

東吾妻町議会

平成23年東吾妻町議会第2回定例会会議録目次

第1号（6月7日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者	2
○議長あいさつ	4
○町長あいさつ	4
○開会及び開議の宣告	6
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸般の報告	7
○議員派遣の件について	7
○発委第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	8
○八ッ場ダム対策特別委員会委員の選任について	9
○八ッ場ダム対策特別委員会委員長・副委員長の互選結果報告	10
○発委第2号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	11
○行財政改革推進特別委員会委員の選任について	12
○行財政改革推進特別委員会委員長・副委員長の互選結果報告	13
○発委第3号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	14
○議会広報対策特別委員会委員の選任について	15
○議会広報対策特別委員会委員長・副委員長の互選結果報告	16
○選挙第1号	16
○同意第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	17
○同意第2号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	18
○同意第3号、同意第4号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	19

○同意第 5 号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	20
○報告第 1 号の上程、説明、質疑	22
○報告第 2 号の上程、説明、質疑	23
○報告第 3 号の上程、説明、質疑	23
○議案第 5 号の上程、説明、議案調査	24
○議案第 6 号の上程、説明、議案調査	27
○議案第 1 号の上程、説明、議案調査	30
○議案第 2 号の上程、説明、議案調査	37
○議案第 3 号の上程、説明、議案調査	38
○議案第 4 号の上程、説明、議案調査	39
○議案第 7 号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	41
○請願書・陳情書の処理について	42
○散会の宣告	43

第 2 号 (6月15日)

○議事日程	45
○本日の会議に付した事件	45
○出席議員	45
○欠席議員	45
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	45
○職務のため出席した者	46
○議長あいさつ	47
○開議の宣告	47
○議事日程の報告	47
○議案第 5 号の質疑、自由討議、討論、採決	47
○議案第 6 号の質疑、自由討議、討論、採決	48
○議案第 1 号の質疑、自由討議、討論、採決	54
○議案第 2 号の質疑、自由討議、討論、採決	61
○議案第 3 号の質疑、自由討議、討論、採決	62
○議案第 4 号の質疑、自由討議、討論、採決	63

○請願書・陳情書の委員会審査報告	64
○閉会中の継続審査（調査）事件について	67
○町政一般質問	68
須崎幸一君	69
橋爪英夫君	78
青柳はるみ君	86
金澤敏君	90
一場明夫君	100
○町長あいさつ	110
○議長あいさつ	111
○閉会の宣告	112
○署名議員	113

平成23年 6 月 7 日 (火曜日)

(第 1 号)

平成23年東吾妻町議会第2回定例会

議事日程(第1号)

平成23年6月7日(火) 午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議員派遣の件について
- 第5 発委第1号 八ッ場ダム対策特別委員会設置に関する決議について
- 第6 八ッ場ダム対策特別委員会委員の選任について
- 第7 八ッ場ダム対策特別委員会委員長・副委員長の互選結果報告
- 第8 発委第2号 行財政改革推進特別委員会設置に関する決議について
- 第9 行財政改革推進特別委員会委員の選任について
- 第10 行財政改革推進特別委員会委員長・副委員長の互選結果報告
- 第11 発委第3号 議会広報対策特別委員会設置に関する決議について
- 第12 議会広報対策特別委員会委員の選任について
- 第13 議会広報対策特別委員会委員長・副委員長の互選結果報告
- 第14 選挙第1号 烏帽子山植林組合議会議員の補欠選挙
- 第15 同意第1号 東吾妻町副町長の選任について
- 第16 同意第2号 東吾妻町監査委員の選任について
- 第17 同意第3号 東吾妻町懲戒審査委員会委員の選任について
- 第18 同意第4号 東吾妻町懲戒審査委員会委員の選任について
- 第19 同意第5号 東吾妻町教育委員会委員の任命について
- 第20 報告第1号 平成22年度東吾妻町一般会計繰越明許費繰越計算書
- 第21 報告第2号 平成22年度東吾妻町一般会計事故繰越し繰越計算書
- 第22 報告第3号 東吾妻町土地開発公社の経営状況の報告について
- 第23 議案第5号 東吾妻町税条例の一部を改正する条例について
- 第24 議案第6号 東吾妻町企業誘致奨励金交付条例について
- 第25 議案第1号 平成23年度東吾妻町一般会計補正予算(第2号)案

- 第26 議案第2号 平成23年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案
 第27 議案第3号 平成23年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計補正予算（第1号）案
 第28 議案第4号 平成23年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第1号）案
 第29 議案第7号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
 第30 請願書・陳情書の処理について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1番	菅谷光重君	2番	佐藤聡一君
3番	根津光儀君	4番	樹下啓示君
5番	山田信行君	6番	水出英治君
7番	轟徳三君	8番	茂木恒二君
9番	金澤敏君	10番	青柳はるみ君
11番	須崎幸一君	12番	浦野政衛君
13番	一場明夫君	14番	橋爪英夫君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	中澤恒喜君	教育長	高橋啓一君
総務課長	高橋春彦君	企画課長	武藤賢一君
保健福祉課長	先場宏君	町民課長	本多利信君
税務会計課長 兼会計管理者	加辺光一君	産業課長	轟馨君
建設課長	渡辺三司君	上下水道課長	佐藤喜知雄君
事業課長	蜂須賀正君	教育課長	角田輝明君

職務のため出席した者

議会事務局長
議会事務局
議主

田 中 康 夫
角 田 光 代

議会事務局
議係

水 出 悟

◎議長あいさつ

○議長（菅谷光重君） 皆さん、おはようございます。

開会に当たりごあいさつを申し上げます。

東日本を襲った巨大地震から間もなく3カ月がたとうとしております。被災された方々に
対し、改めて心からお見舞いを申し上げます。

被災地では、徐々にではありますが、仮設住宅の建設等も進んでいるようでございます。
希望者全員が一刻も早く入居でき、復興に向けた足がかりとなるよう祈っておる次第でござ
います。

国政においては、内閣不信任案は6月2日に一応の決着は見たものの、現在でも対立、混
乱からはなかなか抜け出せないようであります。

なお、本日より省エネ、節電の一環として、議場を初め室内の照明を一部落としておりま
す。皆様のご理解をいただきたいと存じます。

さて、本日ここに平成23年第2回定例会が招集されましたところ、議員各位には極めてご
多用の折、ご参集をいただき、ここに開会できますことに対し、心からのお礼を申し上げま
す。

本定例会には、副町長選任を初めとした人事案件5件、補正予算案、各種条例の制定、改
正など多くの重要案件が提案をされます。

議員各位におかれましては、健康には留意され、格別なるご精励をもって審議に臨まれる
ことをお願いしております。長い会期が予定されます。町長を初め執行部各位におかれまし
ても一層のご協力をお願いいたしまして、開会のあいさつといたします。

本日は傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、受付の際にお渡しした傍聴人心得をお守りの上、静粛に
傍聴されますようよろしくお願いをいたします。また、傍聴席にございます議案等の傍聴用
資料は、お帰りの際には必ずお返しくさせていただきますよう、あわせてお願いを申し上げます。

◎町長あいさつ

○議長（菅谷光重君） 開会に当たり、町長のあいさつをお願いいたします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） おはようございます。

平成23年第2回定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

水無月を迎え、町内では水田での農作業が活発に行われております。議員各位におかれましては、公私ともご多用のところ、ご出席をいただき、ここに開催できますことに対し、心より厚く御礼を申し上げます。

さて、東日本大震災により、福島第一原子力発電所事故は主要国首脳会談でも最重要課題として取り上げられ、日本の対応、原発事故の行方は世界の注目するところでございます。

国政では、菅直人首相の震災対応を批判し、内閣不信任決議案が提出されるなど、政局は安定した状況とは言えないものがあります。しかしながら、今こそ国の力を結集し、未曾有の災害を乗り越え、復興への道筋を固めていかねばなりません。

当町といたしましては、原発事故の収束にめどが立たない状況ではありますが、南相馬市から受け入れた被災者を町民一丸となって支援していきたいと考えております。

去る5月15日、日曜日でありましたが、被災地、南相馬市役所において、杉並区を中心とした友好交流の自治体の首長が集まり、自治体スクラム支援会議を開きました。ここで協議しました被災者支援に関する事項を5月26日、杉並区長と私とで、細川厚生労働大臣、海江田経済産業大臣にお会いし、要請をいたしました。

また、5月25日には、南相馬桜井市長が当町にいらっしやいまして、被災者へ状況報告等を行い、また役場にも立ち寄り、町議会を初め町民皆様の被災者への支援に感謝の気持ちをあらわしておりました。これからも議員各位には、この支援活動についてご理解、ご協力をいただきますようお願いを申し上げます。

さて、本定例会では、東吾妻町副町長の選任についてなど人事案件5件、平成23年度東吾妻町一般会計補正予算など予算関係4件、東吾妻町税条例の一部を改正する条例についてなど条例関係2件、平成22年度東吾妻町一般会計繰越明許費繰越計算書についてなど報告関係3件、その他2件を提案させていただく予定でございます。慎重かつ熱心な審議をいただきまして、すべてを原案どおりご議決賜りますようお願いいたしまして、開会のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

◎開会及び開議の宣告

○議長（菅谷光重君） ただいまより平成23年第2回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時08分）

◎議事日程の報告

○議長（菅谷光重君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
議事日程に従い、会議を進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（菅谷光重君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、5番、山田信行議員、6番、水出英治議員、7番、轟徳三議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（菅谷光重君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。今期定例会の会期は、本日から6月15日までの9日間とし、その日程はお手元に配付の日程表のとおりとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 異議なしと認め、会期は9日間とし、その日程は日程表のとおりとすることに決定をいたしました。

なお、町政一般質問通告書の提出期限は6月8日正午までといたしますので、よろしくお

願いをいたします。

なお、限られた質問時間の中で十分な効果を上げていただくため、一般質問通告書の内容が具体性に欠け、要旨が明確にわからない場合、または町の事務の範囲外の場合は通告書が受理できないことがありますので、あらかじめ申し上げます。

◎諸般の報告

○議長（菅谷光重君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

前期定例会に報告以降、議長としての報告事項は、印刷をしてお手元に配付のとおりであります。後日ごらんいただきまして、議会活動、また議員活動に資していただければというふうに思います。

◎議員派遣の件について

○議長（菅谷光重君） 日程第4、議員派遣の件についてを議題といたします。

議員派遣の件については、会議規則第120条第1項の規定により、お手元に配付した議員派遣の件のとおり決定したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 異議なしと認め、お手元に配付したとおり派遣することに決定いたしました。

なお、後日、内容等に変更が生じた場合は、議長に一任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

したがって、内容等に変更が生じた場合は、議長に一任することに決定をいたしました。

閉会中の議員派遣につきましては、会議規則第120条第1項の規定により、お手元に配付のとおり決定いたしましたので報告をします。

去る5月23日から25日までの3日間にわたり開催をされました町議会主催の新議員研修会について、5番、山田議員より報告願います。

どうぞ。

(5番 山田信行君 登壇)

○5番(山田信行君) それでは、議員派遣について報告させていただきます。

4月の町議会議員選挙におきまして、新たに7名の方が当選なさいまして、選任されました。新人議員研修が5月23日より3日間行われ、内容は11のセッションに分け、総合計画、予算、行政改革大綱、事務分掌、規則等々、少ない時間ではありましたが、研修をさせていただきました。課長にそれぞれ細かく説明をいただきまして、私たちも質問等をさせていただきました。きめ細かく回答をいただきまして、大筋理解をさせていただきました。また、この研修を通して議員としての責務を痛感し、大いなる提案、質疑をしてみたいと思います。

以上、報告といたします。

○議長(菅谷光重君) 山田信行議員の報告を終わります。

以上で議員派遣の件についてを終わります。

◎発委第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長(菅谷光重君) 日程第5、発委第1号 八ッ場ダム対策特別委員会設置に関する決議についてを議題とします。

提出者は趣旨説明をお願いいたします。

議会運営委員長、14番、橋爪議員。

(議会運営委員長 橋爪英夫君 登壇)

○議会運営委員長(橋爪英夫君) それでは、発委第1号についてご説明を申し上げます。

まず、八ッ場ダム対策特別委員会の設置についての趣旨説明をさせていただきます。

この特別委員会の設置につきましては、5月30日の議会運営委員会並びに6月2日の全員協議会で皆さんに協議していただきました。本日それによって提案されるものでございます。

名称は、八ッ場ダム対策特別委員会。付託調査事項は、国が建設している八ッ場ダムに関する諸問題について調査を付託するということとなります。委員会の定数は7名であります。

八ッ場ダム対策につきましては、岩下、松谷、三島、須賀尾、大柏木の各地域において、関連する事業が推進されておりますので、今後さらに町民の負託にこたえるために調査をしていただきたいと思っております。

調査期間は、本件の終了の議決をするまでとなっておりますが、この付託事項につきましては、現任期で調査が終了するというものではありません。所管事務調査の中間報告を定例会ごとにいただきながら、活動いただければと思っております。

以上をもって趣旨説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決をされました。

◎八ッ場ダム対策特別委員会委員の選任について

○議長（菅谷光重君） 日程第6、八ッ場ダム対策特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

八ッ場ダム対策特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条の規定により、それぞれ次のように指名をしたいと思います。

朗読を願います。

事務局長。

○事務局長（田中康夫君） 佐藤聡一議員、根津光儀議員、水出英治議員、轟徳三議員、須崎幸一議員、浦野政衛議員、一場明夫議員。以上です。

○議長（菅谷光重君） ただいま朗読のとおり選任したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま朗読のとおり、それぞれ八ッ場ダム対策特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

以上で八ッ場ダム対策特別委員会委員の選任についてを終わります。

ここで休憩をとり、委員長・副委員長の互選のための委員会を第1委員会室で開催していただきたいというふうに思います。委員長の互選は委員会条例第9条第2項の規定によって、年長委員が務めることになっておりますので、年長委員さんよろしくお願いをいたします。

なお、委員長決定後の副委員長の互選は、就任された委員長が進行してください。互選が終わり次第、本会議を再開いたします。

ここで暫時休憩をとります。

（午前10時22分）

○議長（菅谷光重君） 再開いたします。

（午前10時24分）

◎八ッ場ダム対策特別委員会委員長・副委員長の互選結果報告

○議長（菅谷光重君） 日程第7、八ッ場ダム対策特別委員会委員長・副委員長の互選結果の報告についてを議題といたします。

ただいま八ッ場ダム対策特別委員会において、委員長・副委員長の互選結果の報告がしま

したので、事務局長からこれを発表させます。

朗読をお願いします。

事務局長。

○事務局長（田中康夫君） 委員長、水出英治議員。副委員長、佐藤聡一議員。以上です。

○議長（菅谷光重君） ただいま発表のとおり八ッ場ダム対策特別委員会委員長・副委員長が決定をいたしました。

以上で八ッ場ダム対策特別委員会委員長・副委員長の互選結果の報告については終わります。

◎発委第2号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第8、発委第2号 行財政改革推進特別委員会設置に関する決議についてを議題といたします。

提出者は趣旨説明をお願いします。

議会運営委員長、14番、橋爪議員。

（議会運営委員長 橋爪英夫君 登壇）

○議会運営委員長（橋爪英夫君） それでは、発委第2号として、行財政改革推進特別委員会設置についての趣旨説明を行います。

この特別委員会においても、5月30日の議会運営委員会並びに6月2日の全員協議会で議員の皆さんに協議をしていただき、本日提案するものでございます。

名称は、行財政改革推進特別委員会。付託事項については、本議会は行財政改革推進特別委員会に対し、次の事項を付託する。1つとして、集中改革プランに関する事項について、2つとして、町営施設運営に関する事項についてであります。委員の定数は7名でございます。調査期間は、本特別委員会は議会の閉会中も調査を行うことができるものとし、議会が本件調査終了を議決するまで継続して調査を行うものいたします。

しかし、これらについても現任期で終了するという事は難しいと思いますので、所管事務調査の中間報告を定例会ごとにいただきながら、活動していただければと思います。

以上、趣旨説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(菅谷光重君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。議員各位の積極的な発言を求めます。

(発言する者なし)

○議長(菅谷光重君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(菅谷光重君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(菅谷光重君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎行財政改革推進特別委員会委員の選任について

○議長(菅谷光重君) 日程第9、行財政改革推進特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

行財政改革推進特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条の規定により、それぞれ次のように指名をしたいと思います。

朗読を願います。

事務局長。

○事務局長(田中康夫君) 樹下啓示議員、山田信行議員、茂木恒二議員、金澤敏議員、青柳はるみ議員、須崎幸一議員、橋爪英夫議員。以上です。

○議長(菅谷光重君) ただいま朗読のとおり選任したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅谷光重君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま朗読のとおり、それぞれ行財政改革推進特別委員会委員に選任をすることに決定いたしました。

以上で行財政改革推進特別委員会委員の選任についてを終わります。

ここで休憩をとり、委員長・副委員長の互選のための委員会を第1委員会室で開催していただきたいと思います。委員長の互選は委員会条例第9条第2項の規定によって、年長委員が務めることになっておりますので、年長委員さんよろしくお願いをいたします。

なお、委員長決定後の副委員長の互選は就任をされた委員長が進行してください。互選が終わり次第、本会議を再開いたします。

ここで暫時休憩をとります。

(午前10時31分)

○議長（菅谷光重君） 再開をいたします。

(午前10時33分)

◎行財政改革推進特別委員会委員長・副委員長の互選結果報告

○議長（菅谷光重君） 日程第10、行財政改革推進特別委員会委員長・副委員長の互選結果の報告についてを議題といたします。

ただいま行財政改革推進特別委員会において、委員長・副委員長の互選結果の報告ができましたので、事務局長からこれを発表させます。

朗読を願います。

事務局長。

○事務局長（田中康夫君） 委員長、金澤敏議員。副委員長、樹下啓示議員。以上です。

○議長（菅谷光重君） ただいま発表のとおり行財政改革推進特別委員会委員長・副委員長が決定をいたしました。

以上で行財政改革推進特別委員会委員長・副委員長の互選結果の報告については終わります。

◎発委第3号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第11、発委第3号 議会広報対策特別委員会設置に関する決議についてを議題といたします。

提出者は趣旨説明を願います。

議会運営委員長、14番、橋爪議員。

（議会運営委員長 橋爪英夫君 登壇）

○議会運営委員長（橋爪英夫君） 発委第3号について、それでは趣旨説明をさせていただきます。

この特別委員会についても、議会運営委員会、全員協議会で議員の皆さんに協議をいただき、本日提案するものであります。

名称は、議会広報対策特別委員会。付託事項については、議会広報に関する調査研究であります。委員の定数は7名です。調査期間は、本件が終了の議決をするまでとなっておりますが、定例会ごとの広報発行について活動していただきたいと思っております。

以上、趣旨説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議会広報対策特別委員会委員の選任について

○議長（菅谷光重君） 日程第12、議会広報対策特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会広報対策特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条の規定により、それぞれ次のように指名をしたいと思います。

朗読をお願いします。

事務局長。

○事務局長（田中康夫君） 根津光儀議員、樹下啓示議員、水出英治議員、轟徳三議員、茂木恒二議員、青柳はるみ議員、須崎幸一議員。以上です。

○議長（菅谷光重君） ただいま朗読のとおり選任したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま朗読のとおり、それぞれ議会広報対策特別委員会委員に選任することに決定をいたしました。

以上で議会広報対策特別委員会委員の選任についてを終わります。

ここで休憩をとり、委員長・副委員長の互選のための委員会を第1委員会室で開催していただきたいと思います。委員長の互選は委員会条例第9条第2項の規定によって、年長委員が務めることになっておりますので、年長委員さんよろしく願いをいたします。

なお、委員長決定後の副委員長の互選は就任をされた委員長が進行してください。互選が終わり次第、本会議を再開いたします。

暫時休憩をとります。

（午前10時40分）

○議長（菅谷光重君） 再開いたします。

（午前10時43分）

◎議会広報対策特別委員会委員長・副委員長の互選結果報告

○議長（菅谷光重君） 日程第13、議会広報対策特別委員会委員長・副委員長の互選結果の報告についてを議題といたします。

ただいま議会広報対策特別委員会において、委員長・副委員長の互選結果の報告が出ましたので、事務局長からこれを発表させます。

朗読を願います。

事務局長。

○事務局長（田中康夫君） 委員長、須崎幸一議員。副委員長、轟徳三議員。以上です。

○議長（菅谷光重君） ただいま発表のとおり議会広報対策特別委員会委員長・副委員長が決定をいたしました。

以上で議会広報対策特別委員会委員長・副委員長の互選結果の報告については終わります。

◎選挙第1号

○議長（菅谷光重君） 日程第14、選挙第1号 烏帽子山植林組合議会議員の補欠選挙を行います。

お諮りをいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選の方法によることに決定をいたしました。

お諮りいたします。指名推選の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅谷光重君) 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定をいたしました。

烏帽子山植林組合議会議員に、佐藤聡一議員、樹下啓示議員、山田信行議員、轟徳三議員、茂木恒二議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました佐藤聡一議員、樹下啓示議員、山田信行議員、轟徳三議員、茂木恒二議員を烏帽子山植林組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅谷光重君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま議長が指名をいたしました5名が烏帽子山植林組合議会議員に当選をされました。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長(菅谷光重君) 日程第15、同意第1号 東吾妻町副町長の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 同意第1号 東吾妻町副町長の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

議会の体制も新たに定まりましたこの定例会におきまして、東吾妻町副町長に東吾妻町大字須賀尾在住の渡辺三司さんを新たに選任したいと思いますので、ご同意をお願いする次第でございます。

渡辺三司さんは昭和49年3月に群馬県立中之条高等学校を卒業、同年4月から吾妻町役場に奉職され、現在に至っております。今までに農業、保健福祉、企画、教育行政に31年、その後、総務課課長補佐を経て、総務課長、建設課長を歴任されております。行政関係の知識は豊富で、人格、見識ともに最適であると考えておりますので、よろしく願いいたします。

なお、ご同意をいただきますと、6月8日に選任する予定でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件については人事案件ですので、質疑、自由討議、討論を省略して、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。同意第1号 東吾妻町副町長の選任につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は同意をされました。

◎同意第2号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 地方自治法第117条の規定によって、茂木恒二議員の退場を求めます。

（8番 茂木恒二君 退場）

○議長（菅谷光重君） 日程第16、同意第2号 東吾妻町監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 同意第2号 東吾妻町監査委員の選任につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回お願いいたします監査委員につきましては、議員のうちから選任される監査委員の任期が満了になっておりますので、地方自治法第196条の定めるところにより、同意をお願いするものでございます。

議員の茂木恒二さんは、議員さん皆様もご存じのように、人格も高潔であり、見識も豊富でございます。監査委員として最適任者と存じますので、ご同意を賜りますようよろしくお願い

願いを申し上げます。

なお、ご同意をいただきますと、6月8日に選任する予定でございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件については人事案件ですので、質疑、自由討議、討論を省略して、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。同意第2号 東吾妻町監査委員の選任につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は同意されました。

茂木恒二議員の入場を許可いたします。

（8番 茂木恒二君 入場）

◎同意第3号、同意第4号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第17、同意第3号 東吾妻町懲戒審査委員会委員の選任について及び日程第18、同意第4号 東吾妻町懲戒審査委員会委員の選任についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 同意第3号、同意第4号 東吾妻町懲戒審査委員会委員の選任につきましては関連がございますので、一括して提案理由の説明を申し上げます。

東吾妻町懲戒審査委員会委員は、東吾妻町懲戒審査委員会設置規則第2条の規定により、弁護士市場和政さんと同じく弁護士の横山幸正さんに議会の同意を得てお願いをしてまいりましたが、任期満了となりましたので、新たに選任するものでございます。

懲戒審査委員は、ご存じのとおり、職員の非違行為が発生したときに公平に審査をしていただくわけでございます。慎重に考慮いたしました。が、弁護士として公平、広い見地で審査していただけるということで、市場和政さんと横山幸正さんを改めて議会の同意をいただきまして選任したいと思います。

なお、ご同意をいただきますと、6月30日に選任する予定でございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件については人事案件ですので、質疑、自由討議、討論を省略して、直ちに採決したいと思います。が、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

それでは、最初に同意第3号の採決を行います。

お諮りいたします。同意第3号 東吾妻町懲戒審査委員会委員の選任については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は同意されました。

次に、同意第4号の採決を行います。

お諮りいたします。同意第4号 東吾妻町懲戒審査委員会委員の選任については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は同意されました。

◎同意第5号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第19、同意第5号 東吾妻町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 同意第5号 東吾妻町教育委員会委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

東吾妻町教育委員会委員に、東吾妻町大字本宿在住の篠原勝雄さんを新たに任命したいと思いますので、ご同意をお願いする次第でございます。

篠原勝雄さんは、昭和40年3月に群馬大学を卒業し、4月に六合小学校教諭に採用されました。以来38年間にわたり教職の道を歩まれ、平成15年3月に六合中学校教頭として退職をされ、現在に至っております。経歴のあらわすとおり、教育関係の知識は豊富で、人格も高潔であり、まことに適任と考えております。

なお、同意をいただきますと、6月21日に任命する予定でございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長(菅谷光重君) 説明が終わりました。

本件については人事案件ですので、質疑、自由討議、討論を省略して、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅谷光重君) 異議なしと認めます。

お諮りいたします。同意第5号 東吾妻町教育委員会委員の任命につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(菅谷光重君) 起立全員。

したがって、本件は同意をされました。

ここで休憩をとります。

再開を11時15分といたします。

(午前11時02分)

○議長(菅谷光重君) ただいまより再開をいたします。

(午前11時15分)

○議長（菅谷光重君） 議員各位の先ほどからのご協力でスムーズに特別委員会が設置をされました。休憩中に皆様のお手元に特別委員会の開催時間を記した会期日程表を配付させていただきましたので、よろしく願いをいたします。

特別委員会の説明員及び書記として予定をされる執行部の方々におかれましても、ご理解をくださいますようお願いをいたします。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（菅谷光重君） それでは、進行いたします。

日程第20、報告第1号 平成22年度東吾妻町一般会計繰越明許費繰越計算書を議題といたします。

説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 報告第1号 平成22年度東吾妻町一般会計繰越明許費繰越計算書についての説明を申し上げます。

この繰越明許費繰越計算書につきましては、平成23年3月議会で議決いただきました繰越明許費の繰越計算書で合計20事業がございます。このうち11事業は昨年度、国の補正予算に伴いますきめ細かな交付金の交付対象事業であり、2事業が住民生活に光をそそぐ交付金の交付対象事業でございます。一覧のとおり、繰越事業費の確定額及び財源内訳となっております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 特に質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

以上で本件の報告を終了いたしました。

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（菅谷光重君） 日程第21、報告第2号 平成22年度東吾妻町一般会計事故繰越し繰越計算書を議題といたします。

説明願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 報告第2号 平成22年度東吾妻町一般会計事故繰越し繰越計算書についての説明を申し上げます。

本件は、平成21年度から22年度に繰越明許の手続をとりました町道維持補修工事（きめ細かな臨時交付金事業）の23年度への事故繰越し繰越計算書でございます。

町道大沢・長藤線の工事請負契約を平成22年10月22日に締結し、22年度の末には完成する計画で事業を進めてまいりましたが、平成23年3月11日に発生いたしました東日本大震災に影響により道路舗装材料の入荷がおくれ、平成23年3月末までに事業の完了ができなくなったため繰り越しをしたものでございます。

以上のおりご報告申し上げます。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

以上で本件の報告を終了いたしました。

◎報告第3号の上程、説明、質疑

○議長（菅谷光重君） 日程第22、報告第3号 東吾妻町土地開発公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 報告第3号 東吾妻町土地開発公社の経営状況の報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、別紙のとおり提出いたします。

土地開発公社につきましては、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、地域の秩序ある整備と町民福祉の増進に寄与することをめどとして事業を進めてまいりました。

平成22年度につきましては、中学生以下のお子さんのいる購入者に対する割引制度や、社団法人群馬県宅地建物取引業協会との住宅用地分譲に係る顧客紹介に関する協定を締結するなど、田野原団地2区画、舞台団地2区画の残地販売促進に努めてまいりましたが、販売実績はありませんでした。

平成22年度決算は、収益的収支におきまして、収入7,763円、支出13万3,461円となり、12万5,698円の損失となりました。また、資本的収支につきましては、収入、支出ともに6,000万円となり、借入金の借りかえのみとなりました。

以上、簡単ではありますが、東吾妻町土地開発公社の経営状況についてのご報告とさせていただきます。

○議長(菅谷光重君) 説明が終わりました。

質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(菅谷光重君) 質疑も特にないようですので、質疑を打ち切ります。

以上で本件の報告を終了いたしました。

◎議案第5号の上程、説明、議案調査

○議長(菅谷光重君) 日程第23、議案第5号 東吾妻町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 議案第5号 東吾妻町税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今般の東日本大震災により被災された個人及び企業を税制面で支援するため、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律及び地方税法の一部を改正する法律が4月27日に公布、施行されました。市町村でもこれらの法律の制定を受けて、税制上の措置を講ずることにより、被災者の負担を軽減していくことになり、そのための東吾妻町税条例の一部改正でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

税務会計課長。

○税務会計課長（加辺光一君） 大変お世話になります。

それでは、説明させていただきます。

改正の趣旨は、ただいま町長が申し上げたとおりでございます。

国では、今般の東日本大震災による被害が未曾有のものであることにかんがみ、現行税制をそのまま適用することが被災納税者の実態等に照らして適当ではないと考え、緊急対応として現行地方税法の改正や新法である震災特例法の制定をして、被災者の負担を軽減していくということになりました。そして、今回はそれを受けての改正でございますので、よろしくお願いいたします。

最初に申し上げますが、東日大震災の定義でございます。ご存じのように、3月11日に発生しました東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う余震や津波、それから原子力発電所の事故による災害を言います。また、翌12日に発生した長野県北部の地震による災害も一連の災害として含みますので、よろしくお願いいたします。

それでは、改正内容ですが、具体的には、町の税条例の附則の最後に次の3条を加えるものでございます。

それでは、追加条文をごらんいただきたいと思います。

追加条文を見ていただいても、余りにも関連法令が多く、理解しがたいと思われれます。特に税条例につきましては、上位法である地方税法や租税特別措置法の範囲内で制定されておりますので、それらが改正等されると、本税条例の改正が生じてまいります。そういったことで、今回は追加条文の概要を説明させていただきますので、それでご理解していただい

ればと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず第22条でございます。

条文見出しにもありますように、東日本大震災に係る雑損控除等の特例でございます。これにつきましては、平成7年に発生しました阪神・淡路大震災のときにもこの特例が設けられました。東日本大震災により住宅や家財等について生じた損失について、平成22年において生じた損失の金額として平成23年度個人住民税で適用することができるというものでございます。できる規定でございますので、これは納税者の選択になります。もちろん納税者と生計を一にする方の損失も可能でございます。

また、さらに繰り越し可能期間を現行の3年から5年とするものでございます。本来、現行法でございますと、損失が生じたその年の所得から控除されます。そして、翌年度の住民税に反映される、そういう仕組みになっております。ですから、本来でいきますと、3月11日の震災等によりましての損失につきましては、23年分の所得から控除されまして、24年度の住民税、来年度の住民税に反映されるというのが本来でございますが、特例を設けて1年前倒しのような形で、今年度23年度から適用することができるというものでございます。

それから、損失でございますが、災害により滅失した住宅や家財はもちろんでございますが、それらの除去費や原状回復費などの災害関連支出も含みますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、第23条でございます。

東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例ということでございます。これは別名住宅ローン減税の特例でございます。住宅ローン控除の適用を受けていた住宅が東日本大震災により居住の用に供することができなくなった場合においても、平成25年度以降の残存期間について、引き続き住宅ローン控除を適用することができるというものでございます。

この居住の用に供することができなくなったというのは、ご存じのように、地震や津波で家屋が倒壊、滅失、また、さらには住宅は存在するが、原発避難等でその家に住めないと、そういった場合でございます。ですから、家はなくなってもローンだけは残るといような、そういった悲惨な現状がそこにはあると思われま。現在の住宅ローン減税の控除適用期間は10年間となっております。大震災により滅失等しても残存期間については、引き続き住宅ローン減税をしていまいしょうということでございます。

続きまして、第24条でございます。

東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等ということでございます。東日本大震災により滅失等した住宅の敷地の用に供されていた土地、住宅用の宅地ですね、それにつきましては、平成24年度から33年度までの被災後10年間、固定資産税において当該土地を住宅用地とみなす特例の適用に当たり、必要となる納税義務者の申告を規定した条文でございます。

住宅用地につきましては、現行法でも特例となっております。200平米までが6分の1に、200平米を超える部分は3分の1に軽減されております。住宅が津波などで流出等して更地などになっていても、そこを住宅用地とみなして固定資産税の特例を引き続き10年間継続することになりました。その申告手続を定めた条文でございます。

これら3条を追加するものでございますが、本町での改正条例の適用見込みでございますが、第22条の雑損控除の特例と第23条の住宅ローン減税の特例につきましては、大震災で被災された方々が町のほうに転入されてきますと、その人の中にそういった該当者がいるという可能性が出てまいります。

それから、第24条の固定資産税の特例につきましては、これは被災された市町村が賦課市町村、課税をしておりますので該当はありません。しかし、これら3点セットでの改正、条文の追加ということでございますので、よろしく願い申し上げます。

以上でございますが、よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

6月14日までに調査が終了いたしますようお願いをいたします。

◎議案第6号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君） 日程第24、議案第6号 東吾妻町企業誘致奨励金交付条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第6号 東吾妻町企業誘致奨励金交付条例について、提案理由の説明を申し上げます。

現在、町には東吾妻町工場設置奨励条例がありますが、長引く不況により工場設置だけに限定しては、なかなか本町に進出していただける企業はなく、町の活性化につながりませんでした。そこで、工場だけに特化せず、工場を含むより多くの業種に拡大することにより、新規参入が促進され、産業の振興と町民の雇用機会の拡大が図れると考えます。あわせてこの条例の附則により、従来の東吾妻町工場設置奨励条例は廃止していきます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

産業課長。

○産業課長（轟 馨君） お世話になります。

それでは、説明させていただきます。

現在、町には工場設置奨励条例がございますけれども、実際に奨励金に該当した例は最近ではございませんでした。工場としての物品の製造、修理、または加工の作業を行う場所及び施設ということで限定していたんですけれども、今現在、不況というか、外国に移転する工場も多い中、なかなか当町に進出してくれる企業はございませんでした。

そこで、工場だけに限らず、より門戸を広げて企業を誘致することにより、町の産業の振興と、特に若年層の雇用の拡大等につなげればと考えておりますけれども、今回の提案といたしたいと思います。

それでは、まず条文を見ていただきたいんですけれども、まず第1条で、町に企業を誘致することにより、産業の振興と雇用機会の拡大を図り、経済の発展及び町民の生活の安定につながるとしております。

続きまして、第2条で用語の定義をしております。

まず、企業の定義として、製造業その他規則で定める産業に属する事業所というふうに記してありますけれども、規則のほうで農業、林業、製造業、電気・ガス熱供給、情報通信業、卸売小売業、医療、福祉業などを想定しております。本町に進出していただける見込みがありそうな業種を選定させていただきました。

それと、事業所ですけれども、企業が事業の用に供するため直接必要な施設をいうとして

あと指定事業者としましては、優遇措置の指定を受けた事業者をいうということでございます。

それと、新規雇用でございますけれども、これは雇用保険の被保険者を数えて3名ということをお願いしたいと思います。

次に、第3条でございますけれども、優遇措置として固定資産税に相当する額を初年度から3年間奨励金として交付する。ただし、地方税法で課税の特例、例えば農工法とか過疎対策とかという部分に特例が適用される場合は、そちらを優先するということになります。

次に、第4条でございますけれども、固定資産投資額が2,000万円以上で新規雇用者を3人以上採用された場合ということです。

次に、第5条以降は、優遇措置の指定の申請や変更などをうたっております。

次に、第6条でございますけれども、優遇措置の指定。

第7条は一たん指定した内容の変更をする、変更等をする手続でございます。

次に、第8条は、指定の取り消し等を定めております。事業開始後5年以内に事業を廃止した場合とか、または休止したときということで、以下6項目を取り消しの要件としております。

続きまして、第9条は奨励金の交付の申請についてをうたっております。

次に、第10条は、町長は必要に応じ、事業者に報告を求めることや調査をすることができるとしております。

次に、第11条は、指定事業者が他の事業者に承継したとき、町長の承認を受ければ権利義務を承継できるとしております。

また、第12条として、条例の施行に必要な事項は規則で定めるとうたっております。

また、附則としましては、この条例は公布の日より施行する。2は、今現在の東吾妻町工場設置奨励条例は内容を包含しておりますので、同時に廃止するとしております。

雑駁な説明でございますけれども、以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

6月14日までに調査が終了いたしますようお願いをいたします。

◎議案第1号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君） 日程第25、議案第1号 平成23年度東吾妻町一般会計補正予算（第2号）案についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第1号 平成23年度東吾妻町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回、補正をお願いする額は、歳入歳出ともに136万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を84億1,918万9,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、東日本大震災に係る災害救助費の減額、子ども手当交付金の財源組み替えや歳入の給食費の追加などがございます。

歳入の主なものにつきましては、子ども手当の財源の変更に伴う子ども手当交付金を7,479万9,000円減額、子ども手当県負担金を2,528万3,000円追加、また国庫補助金として地籍整備推進調査費補助金を600万円追加、県負担金として災害救助費負担金を716万2,000円追加、寄附金として災害救助指定寄附金を490万円追加、雑入として学校給食費を7,097万4,000円追加、同じく雑入で、災害救助費の杉並区からの負担金を2,586万3,000円減額、県町村会からの被災者受け入れ補助金を1,293万1,000円減額するものでございます。

歳出の主なものにつきましては、財政調整基金積立金を3,846万3,000円、ダム対策で住居移転業務委託料200万円追加、子ども手当交付金を2,422万円減額、災害復興支援では杉並区が直接被災者の経費を負担するため3,457万9,000円の減額、土地区画整理費で地籍整備推進調査費補助金を1,200万円追加するものでございます。

詳細につきましては、それぞれの担当課長により説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明を願います。

企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） お世話になります。

それでは、補正予算についてご説明をいたします。

歳入歳出で、まず歳入の事項別明細で詳しく説明したいと思います。

5ページをお願いしたいと思います。5ページは、国庫支出金負担金関係です。

先ほど町長が言いましたように、まず1つが民生費の負担金として、子ども手当の交付金の減額になります。これについては、当初組むときに、群馬県内町村会統一で国の負担一本でこの予算を組ませていただきました。それで、実際には、国、県、町が負担する子ども手当になります。

それで、もう一つの変更が3歳児未満について2万円で計上されていたものが1万3,000円ということで、これは国の方針でこういうふうになりまして、ですから当初の予算書と後で見比べていただきたいんですけども、当初の予算書で2億5,447万6,000円、これはかかりますよと、そのうち2万円から1万3,000円に減ったために2,422万円減りますよということで、予算総額が2億3,256万の事業ですよということです。その内訳が国が1億7,967万7,000円、県が、これは下のほうに出てきますけれども、2,528万3,000円の県の支出金が出ていると思うんですけども、こうした県の負担、それから町の、今度は保健福祉のほうの歳出で説明しますが、町の歳出2,529万6,000円という形で、総額が、子ども手当に係る経費が2億5,447万6,000円になりますよと、そういう予算になります。

ですから、この補正予算書だけだとなかなか見づらいたんですけども、当初の予算書等と見比べていただければというふうに思います。

以下そういった形になります。

次が国庫支出金の補助金です。5目の土木費の関係です。これが地籍調査費の補助金、これは国からは補助金が出ますよということになりました。この地籍調査、いわゆる駅北の都市計画をやっているところなんですけれども、1,800万円の総事業費に対しまして、国から600万円、町から600万円で、駅北のほうで600万円、いわゆる受益者が600万円で1,800万円の事業になります。

続いて、6目の教育費の国庫補助金です。これにつきましては、給食費の無料化を見送りました。そのときには補正等を組んでいなかったんですけども、その関係で奨励費補助金の追加になります。43万9,000円です。

続いて、国庫支出金の委託金です。5目の教育費委託金です。これは原小で実施している事業の継続ということで8万5,000円の歳入があります。

続いて、県支出金で、先ほど言いました、また民生費の関係です。

まず1つは、子ども手当の関係で、先ほど言ったように、県から2,528万3,000円の支出になります。これは歳入として入ってきます。続いて、災害救助費の負担金ということで716万2,000円です。これは歳出のほうで詳しく説明していきたいと思えます。

続きまして、寄附金の関係です。2目の民生費寄附金、災害救助指定寄附金ということで、今現在500万円ぐらいありますので、490万追加して、500万円ということでお世話になりたいと思います。

続いて、教育費の寄附金です。10万円。これは指定寄附として10万円がありました。学校図書購入のためということで指定寄附がございました。その歳入であります。

続きまして、6ページになります。

給食費の事業収入ということで、諸収入の雑入の給食費、これは見送りによりまして、保護者分につきましての7,097万4,000円の増額になります。

それで、雑入としまして、三角の3,878万1,000円です。これにつきましては、4月1日に専決で補正をお世話になりました。これは災害救助の関係でお世話になったんですけども、そのとき約5,200万円ほどの補正をさせていただきました。その内訳としまして、歳入を経費負担で杉並と町の半分ずつということで最初は組みました。その後、杉並と細部にわたって協議をしていく中で、コニファー経費については杉並が全額持ちましょうということと、吾妻荘経費も杉並が持つということになりまして、この2,586万3,000円が、歳入ではなくて、杉並が全部そこを持って支払いますということで、歳入歳出のやりとりをしないで済みますということにしました。そういうことで、杉並から入る予定の2,586万3,000円が減となっております。

それと、町村会の関係、この半分を、これも同じ額を町が負担します。その半分は町村会のほうから出ますよということになっています。これが1,293万1,000円で予算を組みました。ただ、今流れている中で災害救助法等でほとんど補てんされる、それから特別交付税等でも補てんされるということで、これは一応ここで見なくてもいいだろうと。それで、最終的に、これを修正するのが、全部そういった災害救助法で補てんされます、特別交付税で補てんされます、もし残れば、ここから出ますよということなので、そういうことで今回は落とさせていただきます。

それと、日本スポーツ振興センターの関係ですが、原町保育所の園児がけがをしまして、この給付が入りました。それが1万3,000円です。

歳出につきましては、各担当課より細部にわたって説明したいと思います。よろしく願いします。

○議長（菅谷光重君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） 大変お世話になります。

それでは、歳出について説明をさせていただきます。

7ページをごらんいただきたいと思います。

2款総務費、1項管理総務費、1目一般管理費についてでございます。これにつきましては、町で委託する産業医の経費でございます。産業医は労働安全衛生法により設置が義務化されております。今まで町では加地先生に産業医をお願いしてまいりましたけれども、先生も高齢となりましたので、ほかの医師をお願いをしたいというお話をいただきました。検討の結果、国保診療所の高橋源先生をお願いすることになりましたけれども、高橋先生は産業医の研修を受けておらず、研修を終了しないと産業医としての業務ができないということが判明いたしました。

つきましては、町からお願いすることなので、当初予算にてこの研修費用を計上させていただきましたが、本来国保会計は独立した特別会計というふうになっております。研修費用は国保会計で計上し、一般会計からは委託料を国保会計に支払うことが会計経理上適切であるということで判断をいたしました。研修費用等を減額し、委託料の追加補正をお願いするものであります。結果的に4万7,000円の追加をお願いするものであります。後ほど国保会計の中でも説明があると思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（菅谷光重君） 企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） 続きまして、8目の財政調整基金、追加4,346万3,000円のお願いであります。これにつきましては、予算は総計主義なものですから、歳入として子ども手当の見送り等の7,000万円等があります。それから国等から入ってきます。それで、歳出については子ども手当の関係等で三角が生じてきまして、この補正で追加してもなお4,346万3,000円の残が出ますということで、ここでは財政調整基金ということでお世話になっておいて、今後、省エネですとか、エコですとか、そういった問題が非常に出てくると思います。そういったところで、9月、12月等でまた補正等でお世話になるとは思いますけれども、そういった形で、いわゆる内部留保的な考え方の財政調整基金というふうになります。よろしくお願ひします。

○議長（菅谷光重君） 建設課長。

○建設課長（渡辺三司君） お世話になります。

2款7項1目ダム対策総務費でございます。これにつきましては、13節の委託料ですけれども、ダム関連事業の町道5284号線のふれあい大橋の建設に伴って移転した方がおるわけなんですけれども、旧岩島第二小学校の公仕室に一時いたわけなんですけれども、なかなか

出ていただけない、もう契約が既に切れているというようなことで、公仕室の居住者退去申立事件訴訟で弁護士のほうに委託するというので、200万円の追加のお願いでございます。よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（先場 宏君） 続きまして、3款1項4目の老人福祉費でございますが、特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計への繰出金83万4,000円の追加のお願いでございます。

8ページをお願いいたします。

3款2項1目の児童措置費でございますが、20節の扶助費、子ども手当交付金2,422万円の減額のお願いでございます。子ども手当につきましては、3歳未満の子供への支給額が当初予算では2万円の予定でありましたが、国民生活等の混乱を回避するための平成22年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律が施行されました。それに伴いまして、3歳未満の子供につきましては、前年度と同額の1万3,000円の支給額になったために減額するものでございます。

2目の保育所費でございますが、3万7,000円の増額のお願いでございます。あづま保育園の委託料2万3,000円と保育園児のけがに伴う日本スポーツ振興センター災害給付費の支給で1万4,000円の追加をお願いするものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） それでは、災害救助費の関係になります。

右側の説明欄を見ていただきたいと思います。

ここで大きく違ってきたのが、先ほど説明しましたように、ユニファー等の経費につきまして杉並が持つということで、食糧費の減額というところで三角の1,329万7,000円があると思います。それと、宿泊施設の借り上げということで3,013万4,000円という減額になっています。これは1人3,000円という経費で見させていただきました。食糧費を1人1,000円、宿泊経費を2,000円ということで3,000円という経費で見まして、当初は2分の1ずつにしましょうということが、これは杉並が全部持ちましょうということになります。

ただ、これも官公庁等の宿泊施設への補助制度によって、杉並区の持ち出しというのはなくなると思いますけれども、そういった分担になりました。ということでの減額になります。

それで、総額です。4月のときには5,200万円ほどでお世話になりました。今回の総額が、

これはなかなかわかりづらいんですけども、1,424万7,000円という歳出総額になります。それで、その歳入の内訳としましては、先ほど説明した国の災害救助法による補正で716万2,000円でしてあると思います。それから、指定寄附金ということで、町に災害救助のために被災者のために使ってくださいよという寄附金が500万円ということで、1,200万円ほどの歳入です。

それと、この4月に特交の申し立てといたしますか、特別交付税でどういう経費がありますよということで200万円ほど来ることが確定されています。それと、この歳出の中に扶助費として学校の子供たちの学用品ですとか、いろんな教育の関係の扶助費が100万円ほど支出になっています。これについては、後で国から来るということですので、1,500万円ぐらいの歳入になるということで、歳入どおりになってしまうような状況です。これは計算をしまして、災害救助法が減るということでプラスにはならないんですけども、そういう今の予想でそういうふうになっています。

その関係で、この支援事業の一番下に見舞金として500万円があると思います。この500万円というのが指定寄附をされているのが500万円と予想されます。これが500万円を今、災害で使いますと、災害救助法等で町に返ってくるということで、どうしてもこれが使ってもそういった形で補てんされるということになります。それで、この皆さんからの指定寄附をどういうふうに使ったらいいかということで、やはり南相馬の被災者、福島の被災者に対して指定寄附をされているので、そちらのほうに見舞金として出すのが一番いいのではないかということで判断しまして、500万円の見舞金ということでお世話になりたいというふうに思っています。よろしくをお願いします。

○議長（菅谷光重君） ここで休憩をとります。

再開を1時にいたします。

(午後 零時01分)

○議長（菅谷光重君） ただいまより再開をいたします。

(午後 1時00分)

○議長（菅谷光重君） 続いてお願いします。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（先場 宏君） 9ページをお願いします。

4款1項1目の保健衛生総務費でございますが、国民健康保険特別会計施設勘定への繰出金21万4,000円の減額をお願いでございます。

続きまして、8目の保健センター管理費でございますが、125万円の追加のお願いでございます。この夏の省エネ対策といたしまして、保健センターの事務室、集団指導室及び誘導灯をLED照明とするための工事請負費の追加でございます。よろしくお願いたします。

○議長（菅谷光重君） 建設課長。

○建設課長（渡辺三司君） 続きまして、8款2項2目土地区画整理事業費でございます。19節の負担金、補助及び交付金ですが、先ほど歳入で企画課長が説明しましたように、駅北の区画整理事業に国が3分の1補助をしてくれということで600万円、そこに町600万円を足しまして、補助金として1,200万円の追加のお願いでございます。

次に、8款3項3目住宅管理費でございます。13節の委託料ですが、説明欄にありますように、住宅・建築物安全ストック形成事業ということで30万円のお願いでございます。これにつきましては、56年以前に建設された住宅の耐震診断を実施した場合に、1件3万円ほどかかるわけなんですけれども、それを一応10件見込みまして、30万円のお願いでございます。よろしくお願いたします。

○議長（菅谷光重君） 教育課長。

○教育課長（角田輝明君） 続きまして、10款1項2目事務局費につきましては、公用車修繕料及び指定寄附によります図書購入費等で26万5,000円の追加のお願いでございます。

続きまして、2項小学校費、1目学校管理費につきましては、移動音楽教室を5校一緒に開催するための負担金の追加7万3,000円の追加と、特別支援教育総合推進事業は文部科学省の委託を受けまして、教職員に特別支援教育の理解を深めるための事業で9万の追加のお願いでございます。

2目教育振興費につきましては、就学援助費の給食費分の追加180万円のお願いでございます。

続きまして、3項中学校費、1目学校管理費につきましては、小学校と同様に移動音楽教室の負担金4万2,000円の追加と、公用車修繕料10万円の追加のお願いでございます。

2目教育振興費につきましては、就学援助費の給食費分の追加85万5,000円のお願いでございます。

続きまして、6項保健体育費、1目保健体育総務費は、学校医の変更に伴います委託料22万円の追加でございます。

以上、簡単な説明ですが、よろしくお願いたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

6月14日までに調査が終了いたしますようお願いをいたします。

◎議案第2号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君） 日程第26、議案第2号 平成23年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第2号 平成23年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、施設勘定歳入歳出それぞれ32万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,296万円とするものでございます。

歳入では、診療収入54万1,000円を増額、繰入金21万4,000円の減額です。

歳出では、総務費32万7,000円を増額です。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明を願います。

町民課長。

○町民課長（本多利信君） お世話になります。

それでは、施設勘定事項別明細書により説明させていただきます。

まず、歳入ですが、4ページをお願いいたします。

1 款 2 項 1 目 諸検査等収入54万1,000円の増額をお願いでございます。これは東地区の小・中学校、幼稚園、保育所、太田地区の小・中学校、幼稚園の校医として1年分、役場の産業医として半年分の受託費用でございます。

4 款 1 項 1 目 一般会計繰入金21万4,000円の減額でございます。歳入増によります繰入金の減額でございます。

続いて、歳出をお願いいたします。

1 款 1 項 1 目 一般管理費32万7,000円増額、これは先ほど一般会計で総務課長より説明がありましたように、産業医を受託いたします関係上、資格の取得が必要になります。その経費でございまして、研修期間は前期3日、後期4日の7日間でございます。

内訳ですが、3 節職員手当等4万9,000円、これにつきましては特別勤務手当で、9 節旅費8万6,000円、これは研修旅費2回分で往復分でございます。12 節役務費1万円は産業医登録料で、19 節18万2,000円、医師会入会負担金等でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 説明は終わりました。

本件を議案調査といたします。

6月14日までに調査が終了いたしますようお願いをいたします。

◎議案第3号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君） 日程第27、議案第3号 平成23年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計補正予算（第1号）案についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第3号 平成23年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回お願いする補正額は、歳入歳出ともに98万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を2億2,420万8,000円とするものでございます。

歳入につきましては、4 款 1 項 1 目の一般会計繰入金83万4,000円と6 款 1 項 1 目の雑入

で、公有建物災害共済金を14万7,000円追加するものでございます。

歳出では、1款1項1目一般管理費の工事請負費98万1,000円の追加をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（先場 宏君） それでは、事項別明細書の4ページをお願いいたします。

歳入でございますが、4款1項1目一般会計繰入金83万4,000円の追加と、6款1項1目雑入で、公有建物災害共済金14万7,000円の追加をお願いするものでございます。この公有建物災害共済金につきましては、東日本大震災の損害に対する災害見舞金で、損害額の100分の15が補てんされる予定でございます。

続きまして、歳出でございますが、1款1項1目の一般管理費の15節工事請負費98万1,000円の追加のお願いでございます。3月11日の東日本大震災によりまして施設の屋根がわらぐずれてしまいまして、その改修工事を行うものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

6月14日までに調査が終了いたしますようお願いをいたします。

◎議案第4号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君） 日程第28、議案第4号 平成23年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第1号）案についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第4号 平成23年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回、補正をお願いする額は、歳入歳出ともに710万円を増額し、歳入歳出予算の総額を5億5,342万6,000円とするものでございます。

歳入としては、国庫支出金2,671万7,000円の減額、県支出金710万円の追加、諸収入1万7,000円の追加、町債2,670万円の追加でございます。

歳出としては、建設費710万円の追加でございます。この内容は、今年度群馬県において単独処理浄化槽または、くみ取り槽から合併処理浄化槽に転換した場合に、一律10万円の浄化槽エコ補助金が町を通じて個人に交付されるというものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤喜知雄君） お世話になります。

それでは、3ページをお開き願いたいと思います。

第2表の地方債補正でございますが、下水道事業債を1,330万円追加し、起債限度額を3,270万円に、過疎対策債を1,340万円追加し、起債限度額を3,260万円に変更するものでございます。

続きまして、5ページの歳入をごらんください。

3款1項1目の生活排水費国庫補助金、1節の浄化槽整備事業国庫補助金の2,671万7,000円の減額のお願いでございます。これは国からの交付金が2,676万8,000円と内示されましたので、当初予算との差額の減額でございます。

次に、4款1項1目の県補助金、1節の下水道補助金710万円の追加でございますが、これは今年度群馬県において、単独浄化槽または、くみ取り槽から合併処理浄化槽に転換した場合に、一律10万円の浄化槽エコ補助金が町を通して個人に交付されますので、その補助金の追加でございます。71基分を見込んでおります。

次の7款2項3目の駐車場等附帯工事費の1万7,000円の追加は、駐車場使用等の附帯工事に伴う個人負担分の追加でございます。

次に、8款1項の町債ですが、1目の下水道事業債に1,330万円、2目の過疎債に1,340万円を追加し、合わせて2,670万円の追加をお願いするものでございます。これは国からの交付金の減額に伴う財源としての追加でございます。

続きまして、6ページの歳出をごらんください。

2款1項1目の建設事業費の710万円の追加のお願いでございますが、これは先ほど歳入の県補助金のところで説明をさせていただきましたが、群馬県から浄化槽エコ補助金が町を通して個人に交付されますので、それに伴う71基分の事業費補助金の追加でございます。

以上ですが、よろしくお願いたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

6月14日までに調査が終了いたしますようお願いをいたします。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第29、議案第7号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、これを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第7号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、提案理由を申し上げます。

群馬県市町村総合事務組合の組織団体である藤岡市・高崎市ガス企業団が平成23年7月31日限りで解散するための規約変更でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） お世話になります。

ただいま町長より提案理由の説明があったとおり、藤岡市及び高崎市で組織するガス企業団が7月31日限りで任意解散するため、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議でございます。

別紙がございますが、ごらんいただきたいと思います。記の中で別表1、2について、藤岡市・高崎市ガス企業団を除く内容となっております。この規約は平成23年8月1日から

施行し、群馬県市町村総合事務組合の財産に係る藤岡市・高崎市ガス企業団の持ち分は、藤岡市・高崎市ガス企業団の事務を承継する団体が承継するというものでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 質疑も特にないようでございますので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎請願書・陳情書の処理について

○議長（菅谷光重君） 日程第30、請願書・陳情書の処理についてを議題といたします。

さきの議会運営委員会までに受け付けた請願書・陳情書はお手元に配付した請願文書表、陳情文書表のとおり、それぞれの委員会に付託しましたので、その審査を6月14日までに終了するようにお願いをいたします。

以上で請願書・陳情書の処理についてを終わります。

◎散会の宣告

○議長（菅谷光重君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

ここで議員各位にお願いを申し上げます。

本定例会に提案をされました議案につきましては、時間を有効的に活用し、十分調査くださるよう申し上げます。

次の本会議は6月15日午前10時から会議を開きます。ご出席をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

大変にご苦労さまでございました。

（午後 1時22分）

平成23年 6 月 15日 (水曜日)

(第 2 号)

平成23年東吾妻町議会第2回定例会

議事日程(第2号)

平成23年6月15日(水)午前10時開議

- 第1 議案第5号 東吾妻町税条例の一部を改正する条例について
- 第2 議案第6号 東吾妻町企業誘致奨励金交付条例について
- 第3 議案第1号 平成23年度東吾妻町一般会計補正予算(第2号)案
- 第4 議案第2号 平成23年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)案
- 第5 議案第3号 平成23年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計補正予算(第1号)案
- 第6 議案第4号 平成23年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算(第1号)案
- 第7 請願書・陳情書の委員会審査報告
- 第8 閉会中の継続審査(調査)事件について
- 第9 町政一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	菅谷光重君	2番	佐藤聡一君
3番	根津光儀君	4番	樹下啓示君
5番	山田信行君	6番	水出英治君
7番	轟徳三君	8番	茂木恒二君
9番	金澤敏君	10番	青柳はるみ君
11番	須崎幸一君	12番	浦野政衛君
13番	一場明夫君	14番	橋爪英夫君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

◎議長あいさつ

○議長（菅谷光重君） 皆さん、おはようございます。

連日大変お世話になります。

本日は、傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。傍聴される方に申し上げますが、受け付けの際にお渡しをした傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますようよろしくお願いをいたします。また、傍聴席にございます議案等の傍聴用資料は、お帰りの際にはお返しくさせていただきますようあわせてお願いを申し上げます。

なお、本日は東中学校3年生18名様と引率の先生から、午後1時30分より傍聴の申し込み予約が入りました。時間帯によっては暫時休憩をとり、議事の進行を図ってまいりたいというふうに思いますので、どうぞお含みのほどをよろしくお願いを申し上げます。

◎開議の宣告

○議長（菅谷光重君） それでは、ただいまより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（菅谷光重君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

◎議案第5号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第1、議案第5号 東吾妻町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る6月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(菅谷光重君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅谷光重君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(菅谷光重君) 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(菅谷光重君) 起立全員。

したがって、本件は可決をされました。

◎議案第6号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長(菅谷光重君) 日程第2、議案第6号 東吾妻町企業誘致奨励金交付条例についてを議題といたします。

本件については、去る6月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

13番、一場議員。

○13番(一場明夫君) 条例を制定することに反対するものではありませんけれども、議案調査した結果、幾つか理解できない点がありますので、質問をさせていただきたいと思えます。

最初に、第2条に定める対象産業の内容と第6条に規定する優遇措置の指定要件、これらについては基本的な部分なので、規則で定めるのではなくて、条例の中できちっと規定しておくべきだと思いますけれども、なぜそうしなかったのか説明を願います。

○議長(菅谷光重君) 産業課長。

○産業課長（轟 馨君） 産業課長の轟です。おはようございます。

これは、確かにそういう意見もございましょうけれども、なるべく町内に進出していただける企業を選ばせていただいたんですけれども、ほかの町村でもそういうような格好になっていましたので、それを参考にさせていただいたので、そういう格好にさせていただきました。

それと、確かに第6条の中で優遇措置の指定の要件という部分があるんですけれども、交付条例の中で、第6条の中で、これを審査し規則で定めるところによりという部分で、規則の中で定めさせていただいたんですけれども、よろしくをお願いします。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 説明はわかったんですけれども、ほかの町村がそうしているからという説明と規則で定めるからという説明だったんだと思いますけれども、私が言いたいのは、条例制定時には規則はまだないんです。そうすると、本当の基本的な部分というのは条例の中に入っていないと、審議をするときにその内容が理解できないんです。たまたま議案調査で、私は、規則をつくる予定だということで産業課長から話は聞いています。ですが、やはり今言った2点、これについては非常に基本的な部分なので、条例制定時にその内容がわかるように明記しておくという必要があると思って聞いたんです。ですから、なぜそれを外したのかということ聞いたんですけれども、今の答弁だとちょっとよく、ほかの町村がやっているから、規則にふっているからというのは、私の質問にはちょっと適正に答えていないような気がします、もう一度お願いします。

○議長（菅谷光重君） 産業課長。

○産業課長（轟 馨君） 失礼しました。

これをつくるときにも、言いわけになってしまうんですけれども、ちょっと時間がなくて、その辺の精査をするという部分がございませんでした、実は。そういう言いわけになってしまうんですけれども。それで、企業の部分が今まで工場だけだったんですけれども、なるべく門戸を広げようということで、業種を広げさせていただいたので、その辺の部分で規則で定めたほうがいいのかということ、規則のほうで定めさせていただきました。

以上です。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 時間がなかったというのであれば、もうちょっとしっかり調整をして検討をして、次の議会に出すというのも一つの方法だと思います。

それと、条例審査会があるわけですから、当然その中で同じような疑問が普通だと出るんだと思います。そういったものもなく多分通ってきたんだと思いますので、町としてはこれで適正だという判断をしているんだと思いますけれども、今回はこれで出ていますので、先ほど言ったように、制定に反対するとは言っておりませんので、そういう意味ではこれからきちっとそういうものを事前によく精査する、こういうことが必要なんだと思います。

もう一点、先ほど産業課長が幾つかの企業というか、産業を対象にするのでというお話がありましたけれども、調査した結果、町外から誘致する企業だけじゃなくて、町内企業だとか個人事業者も要件を満たせば対象になるという、これは確認をしました。ただ、規則で先ほど言ったような対象産業を農業、林業、製造業、電気・ガス、熱供給業、情報通信業、卸売・小売業、医療・福祉などを6産業に限定して規定しようとしている、この理由がよく理解できないんです。このままだと、例えば運輸だとか金融、保険、不動産、リース、学術研究、宿泊、飲食、サービス、クリーニングだとか理美容等の生活関連サービス、教育等の産業、こういったものは除外されることになってしまいます。例えば大学等の学校を設置したり、企業が開発のための研究機関を設置したり、レストラン等の外食産業などは対象外になると思われます。産業によって差別が生じて公平公正を欠くことになることが懸念されますけれども、これらを除外した理由を明確に説明していただけますか。

○議長（菅谷光重君） 産業課長。

○産業課長（轟 馨君） 常任委員会の中でもお話ししましたように、町に進出していただけるような企業を選ばせていただいたということでございます。よろしくお願いします。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） じゃ、例えばレストラン等の外食産業が進出したい、希望がある可能性というのはありますよね。例えばこのバイパス沿いにファミレスみたいなものは今ないですよね。そういったことを考えると、これから可能性というのは十分あるのかなと思います。それはもう全然配慮しませんと。町が考えた進出希望をしてくれそうなところだけを選びましたという答弁だと思いますけれども、本当にその答弁でいいんですか。

○議長（菅谷光重君） 産業課長。

○産業課長（轟 馨君） そういう部分も確かにあると思いますけれども、そういう弾力的な部分がありますので、その後の規則の中で見直しというのもできるのかなというふうなことで、規則の中で選ばせていただきました。

以上です。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 条例とか規則に弾力的な運用というのは基本的にはないんですよ、決められているんですから。そういうところで、何というか、あいまいなことで答弁を逃げるということはしないようにしたほうがいいと思います。

それで、これは幾ら言っても仕方ありません、条例にはもう載っていませんし。今くしくも産業課長が言いましたけれども、たまたま今回は条例にそれが入っていませんので、規則で定めるという手順になっているようです。そういった中で、当然条例が制定されて公布されてから規則という話になるんだと思います。これは町長の裁量でやるんだと思いますが、そういった対象産業については再度よく見直していただいて、可能性のあるものというのはいっぱいあると思いますので、公平公正を欠かないような形、それが必要だと思いますので、ぜひその辺のところについては配慮して規則の制定をしていただく、これによってとりあえずそういったものが保てると思いますので、そういった考えはございますか。

○議長（菅谷光重君） 産業課長。

○産業課長（轟 馨君） よく検討させていただきますので、よろしくお願いします。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 検討させていただきますと言われると非常にあれなんですけど、当然の話は私にはしているんですよ。ですから、検討の結果どうなるかは、それはわかりませんが、それについて、やはりきちっとした対応をしておかないと、町そのものがその姿勢を問われることになっていきますので、産業課長じゃ答えづらいのかもしれない。町長、その辺のところについて、町長の考え方を最後にちょっと確認しておきたいと思います。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 一場議員のご質問でございますけれども、この件につきましては、この地域の社会条件、経済条件、あと就労の関係等も配慮いたしまして、やはり可能性のある職種、業種というものをなるべく広範囲にとっていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） ほかにありますか。

8番、茂木議員。

○8番（茂木恒二君） 交付金条例の3条で、奨励金なんですけれども、近隣の市町村と比較して、その奨励金のレベルというのは比較してどうなんでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 産業課長。

○産業課長（轟 馨君） 3年間というのは大体ほかの町村でもやっているところ、長いところは5年間というところもありますけれども、3年間というのは妥当だと思います。よろしくをお願いします。

（「額」と呼ぶ者あり）

○産業課長（轟 馨君） 固定資産税相当額ということで、それを3年間奨励金として、だから一度固定資産税として納めていただいて、その分を……

（発言する者あり）

○産業課長（轟 馨君） 他の町村も固定資産税相当額ということで支払っているというような格好になっております。

○議長（菅谷光重君） 8番、茂木議員。

○8番（茂木恒二君） ほかと比較して魅力的なのか、横並びなのか、こう一言で言うのはちょっと難しい面があるかもしれませんが、できたらお答えください。

○議長（菅谷光重君） 産業課長。

○産業課長（轟 馨君） なるべく町村に来てもらって、雇用の拡大という部分もありますので、それで人数的には確実に雇用もしていただくということで、ちなみに前回の工場設置奨励条例というのはあったんですけれども、該当がなかったんですというような経緯もありまして、門戸を広げて、業種を広げて町に来ていただくということでお願いしたいと思えます。

○議長（菅谷光重君） ほかに。

3番、根津議員。

○3番（根津光儀君） 第4条の新規雇用者数が3人以上であることとなっていますけれども、これは町内在住者にはかかわらないということですか。

○議長（菅谷光重君） 産業課長。

○産業課長（轟 馨君） これは町内の住民でございます。

○議長（菅谷光重君） 3番、根津議員。

○3番（根津光儀君） そのことはどこに、ここには明示してありますか。

○議長（菅谷光重君） 産業課長。

○産業課長（轟 馨君） それは規則のほうでうたっております。よろしくをお願いします。

○3番（根津光儀君） わかりました。

○議長（菅谷光重君） ほかにありますか。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） ほかに質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 自由討議をさせていただきます。

町内に企業立地を促進し産業経済の振興を図るということは、今後、町の担い手となる若年就業人口の増大を図る上からも有意義であり、効果的な施策になると思われます。一方、既に町内で事業展開をしている企業等への影響も配慮し、必要なサポートが求められるケースも想定されます。さらに、住宅政策や子育て支援、医療体制整備なども並行して対策を講じることが今後の町づくりに求められていると思われます。

ついでには、この目的を達成するためには、行政サイドでの商工観光行政の推進体制の整備充実も必要ではないかと感じています。町長が新しい施策にチャレンジする姿勢は評価しますが、単にこの条例を制定したからオーケーというのではなくて、総合的な対策を講じることにより、その効果がより期待できるようになると思われますので、その辺をぜひ今後考慮していただければ、そんなふうには思っています。

以上です。

○議長（菅谷光重君） ありがとうございます。

ほかに。

自由討議でございます。どうぞ、ありますか。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） 特にならぬようでございますので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決をされました。

◎議案第1号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第3、議案第1号 平成23年度東吾妻町一般会計補正予算（第2号）案についてを議題といたします。

本件につきましては、去る6月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

14番、橋爪議員。

○14番（橋爪英夫君） 補正予算、反対するということではありませんけれども、当初が始まって約2カ月、そういう中で補正が組まれている内容を見ますと、何か2カ月ぐらいで補正を出す必要があるのかなという、当初で計画すべき内容のものもなくはありません。やっぱり予算の基本として、こういうものは当初予算の中で検討されたいというようなものが二、三見受けられましたので、ぜひそのような検討をしていただきたいと思います。

それから、一部予算の中でルール違反というんでしょうか、若干なくもなかったわけがあります。これら等も、やはり今後の議会と執行部の運営の中で支障を来すようなことがないようにひとつ、このようなことがないようにぜひお願いしたいということで、質問がちょっと含みぶくしい質問で申しわけありませんけれども、ぜひお願いしたい。よろしくお願いたします。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 橋爪議員のご意見承りまして、全くそのとおりでというふうに感じております。これから努力してまいりたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（菅谷光重君） いいですか。

ほかに。

13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 議案調査をした結果、これもちょっと納得できない部分がありますので、確認をお世話になりたいと思います。

7ページの2款7項1目13節、ダム関連の住居移転業務委託料、これについて質問をしたいと思います。

調査した結果、ダム関連で県に委託した町道5284号線のふれあい大橋建設に伴い住宅の

取り壊しが必要になり、住んでいた人の補償が決定して、新しい住宅が見つかるまでの間、旧岩島第二小学校の講師室に使用貸借により無償で住まわせていたと。ところが約束の期限が来て何度退去勧告をしても退去してもらえないので、町として訴訟を前提に弁護士に退去させるための業務を委託する費用だという確認でしたけれども、それで間違いないですか。

○議長（菅谷光重君） 建設課長事務取扱。

○建設課長事務取扱（渡辺三司君） 先ほど一場議員のおっしゃるとおりに、使用貸借で結んでおりました。補償金が支払われた後には退去するというお約束していたわけですが、なかなか退去していただけないというようなことで、再三にわたり退去通知等を出していたわけなんですけれども、それにこたえていただけなかったというようなことで、今回このような措置をとらせていただいたということでございます。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 大筋では先ほど私が言ったので間違いないんだと思います。そうすると何点かちょっと確認しておきたいんですが、居住者を退去させるための訴訟業務の委託料ということになるんだと思いますけれども、この説明欄、先ほど同僚議員も言ったんですが、説明欄の表記というのが、やっぱりこれだとちょっとほとんどわからないようなことがありますので、この表記ではちょっと不適切なかなというのは一つ感じました。

もう一つは、内容的に委託料1本になっていますけれども、弁護士の報酬だとかいろいろな手続のための費用もそこに含まれているんだという話でしたけれども、そうすると、本来はやはり委託料1本というのはちょっと不自然かなというような気がしますんで、その辺を1本にした理由をちょっと教えていただけますか。

○議長（菅谷光重君） 建設課長事務取扱。

○建設課長事務取扱（渡辺三司君） この予算を立てるときに委託料1本でいいかどうかというように、やはり担当としてもいろいろ研究しました。契約担当、また財産担当とも相談しまして、もともとの町で仮処分や訴訟を起こす権利があります。ただ、専門的な知識もないというようなことで、専門家に委任してこの事務をかわって実施していただくというように、委託料という判断をさせていただいたわけでございます。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 説明はわかりました。

それは後でまた質問の中で出てきますけれども、次に、この事業そのものは町が県に委託してやったんです。その結果で県のほうの要請に基づいて、県で例えば古かったものを改修

したり、前に倉庫をつくってやったりして、そこで住ませたというふうにちょっと聞いていますけれども、県がちゃんとその補償が出る前に新しいところをあっせんするんだという約束のもとにやってきて、それが守られない。だから出ていかないんだというふうに主張しているというふうに聞いていますけれども、そうすると、今回の件は町だけじゃなくて県にも責任があるんじゃないかなという気がしますけれども、その辺について、県にしっかりその辺のところを責任を果たしてもらうということについてはどんな調整をしましたか。

○議長（菅谷光重君） 建設課長事務取扱。

○建設課長事務取扱（渡辺三司君） 借地契約の中には、甲、乙、丙となっているんですけども、丙が県になっているんですけども、県は町と協力して移転先の確保に努めるというようなことで、必ず退去通知を持っていくときにも県と同行して行っておりまして、移転先等についてもいろいろ県のほうからも、本人は松谷地内が、そこがいいんだというようなことで、いろいろその松谷地内で空き家情報等は3件ほど提供したんですけども、なかなか本人が場所が狭いとかいろいろ理由をつけまして、ここはだめとかあそこはだめというようなことで、最初のうちは何件か提示したんですけども、合意に至らなかった。その後、またいろいろな情報があって、空き家をその持ち主に確認したりしましたんですけども、今度は貸すほうでなかなか貸していただけないというようなことで、これまで再三提示はしております。それでもやはり、行くと必ず、もう県が面倒を見てくれないとか、町が面倒を見てくれないというようなことで言われるんですけども、県にしても町にしても、それぞれ持っている情報については提示してきたという経過はございます。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 県にある意味その辺、責任の一端があるのであれば、県にも負担していただくという考え方が成り立つのかなと思います。今の考え方でいくと、これはもう町が持たざるを得ないものだという説明ですか。

○議長（菅谷光重君） 建設課長事務取扱。

○建設課長事務取扱（渡辺三司君） 一応県のほうとも協議しております。県の言い分とすると、地権者は町なので、町でそのような事務は起こしてくださいというようなことで言われておりますけれども、やはりもとが県も加わった県の事業、事業は町で、県が代行でやっているわけですけども、これは県のほうの事業ということでとらえておりますので、その辺についても引き続き、今県と詰めている状況でございます。なかなかいい返事はもらえない状況が続いているんですけども、事あるごとに県のほうには申し入れております。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。

先ほど言ったように、住んでいる施設は使用貸借で貸しているということですから、私は当然町の普通財産になっているのかなと思ったら、実は行政財産にもうしてあるんですというように建設課の回答だったと思うんですが、行政財産というのは、公の目的のために使用される財産ですから、原則的にいうと、これを貸し付けたり売却したり、これに地権を設定することというのはできないんだと思います。この件については行政財産になっているということですがけれども、施設の設置管理条例もないようですがけれども、この施設を何の目的で普通財産から行政財産にして個人に貸したのかというのがよくわからないんですよ。

また、退去勧告をしているのに、途中で車を買いたいときの車庫証明を町が出してやったとか、そういうような実態もあったというようなお話もちよっと調査の中では聞きました。そうすると、この人に対する対応というのは、当時の町の対応というのは間違っていたのかなと思うんですけれども。

それともう一つ、法的に問題はないんですか、別に。

○議長（菅谷光重君） 建設課長事務取扱。

○建設課長事務取扱（渡辺三司君） 一場議員おっしゃるように、これが行政財産になっているというようなことは、いろいろ調べましたら、平成13年に総務課のほうから、当時の生活環境課ですか、そちらのほうに財産の所属変更というようなことで所管がえをしております。目的を持った建物というようなことで、ダム対策事業のために使用する建物だというようなことで、ダム対策課のほうに移管されたというようなことも聞いております。

確かに行政財産ということになりますと、私権の設定は不可というようなことで決められております。そんな中で、本人からの申し出等によって車庫証明も出したというような経過がございます。法的に問題ではないかというようなこともございますけれども、この辺につきましても、もう一度いろいろ研究して適正なものにかえるというんですか、適正なものにかえる前に出ていただければ一番いいんですけれども、今までこういう経過で来てしまいましたので、なるべく一日も早く退去していただくというようなことで進めていければと思っておりますので、ぜひご理解いただければと思います。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） その辺については、説明は理解できました。

聞いていると、まず民事保全法に基づく保全手続というものをして、それで決着がつかない

いときは町から訴訟の手続をとるんだというような方向でいるんだと思います。私自身も早く決着を図ることは必要だと考えますので、町の対応の方向性というのは間違っていないんだと思います。ただ、町が訴訟するに当たっては、議会議決を要しますので、今回その判断も事前の協議はなくて突然補正予算を提出してきています。日ごろ町長が議会との情報共有だとか、町政共有をしていくと言っていることからすると、やはり唐突感が否めません。

今回はこれ以上言いませんけれども、できれば行政職員ですから、保全手続ぐらいは十分できると思いますので、職員が対応して、それでも訴訟せざるを得ない状況になったら、議会議決を経て弁護士に委託して対応する、これが筋だと思うんですけども、いかがですか。

○議長（菅谷光重君） 建設課長事務取扱。

○建設課長事務取扱（渡辺三司君） 非常に勉強不足で申しわけなかったんですけども、突然に補正というような形になってしまいました。確かに裁判となると、町のほうから訴えるということになると、当然議会議決が必要になってきます。訴訟の提起という場合になれば、また臨時議会等でお世話にならなければならないかと思っております。そんなことで、まことに申しわけございませんけれども、そういう場面になりましたら、また議会のほうのお世話になりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

また、今後につきましては、よく調査をいたしまして、落ちのないように進めていければと思います。また、保全手続等についても職員ができるんじゃないかというようなこともございますので、できる部分については町のほうでもやっていければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） ぜひそういった方向を検討しながら進めていただきたいと思います。最後にもう一点お願いします。

このケースは退去を求める相手の住人の方が無償で施設を借りている上、古物の回収の商いをするために勝手に広い面積を占有してきたと、そういう実態があります。こうした現地での利用実態を見ると、これ200万円の経費が組んでありますけれども、当たり前のようにすべて町が予算から支出するということは、やはり町民感情からすると、非常に理解しにくい内容だと思います。仮に訴訟の結果勝ったとしても、その経費が戻ることはないのかなというふうに思われますので、できましたらダム対策費に計上してあるようですから、何とか生活再建対策費として、後で国から何とか努力していただいて、ダムの関連でかかった経費につながると思いますので、その経費を支出していただくと。そのくらいの覚悟という

んですか、努力はぜひしていただきたいと思いますが、その辺について最後にお聞かせいただきたいと思います。

○議長（菅谷光重君） 建設課長事務取扱。

○建設課長事務取扱（渡辺三司君） 生活再建対策費という部分がございます。その中で見ていただくように、建設課のほうとしても国のほうにかけ合っていきたいと思います。ぜひそんな形でご理解いただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（菅谷光重君） ほかにありますか。

9番、金澤議員。

○9番（金澤 敏君） 議案調査でちょっと落としてしまったことがありますので、ちょっとお聞きしたいんですけれども、9ページの8款3項3目、住宅管理費、ここで木造住宅の耐震診断委託料が入っています。これで1件3万円で10件分をとって30万円ということの説明を受けてあるんですけれども、この町のおおよその対象件数がわかりません。この補正で出してきたということは、3月11日の東日本大震災を受けて、町としてもこういう、きっと国・県からの要請もあったのかもしれませんが、予算づけしたんだと思うんです。ただこの1年に10件やっていく、それで対象件数が膨大であったらば、これは本当に毎年10件ぐらいずつやっていって何十年かかるのか。その間に大きな震災が起きたときにどうするんだと、その辺のことをちょっとお聞きしたいんですけれども。

○議長（菅谷光重君） 建設課長事務取扱。

○建設課長事務取扱（渡辺三司君） 金澤議員のご指摘のように、対象物件が56年5月以前に建築された1戸建ての住宅または併用住宅というようなことで考えております。それで、町内に何戸あるかちょっと把握はしておりませんが、今までこれが22年からの事業になっているんですけれども、ちょっとそれが22年度についてはないというようなことで、要綱等も制定していなかったというのが現状でございます。そんな関係で、先ほどおっしゃられたように、国・県のほうからも要請があったり、また3月11日の東日本大震災というようなものもございまして、急遽設定したというようなものでございます。

ただ、今までの郡内の様子を見ますと——失礼しました、20年度からですね、20年度からの事業で、21年度に中之条で5件あって、県内では100件程度の申し込みというような状況でございます。何件出るかちょっと想定ができませんでしたので、とりあえず10件という形で、これを広報等に周知して件数が倍以上とか、そういう件数が出るようでしたら、また申しわけないんですけれども、12月議会等でまた補正で対応をお願いできればと考えておりま

す。

○議長（菅谷光重君） 9番、金澤議員。

○9番（金澤 敏君） わかりました。

急遽というような雰囲気、22年からやっているんだというような説明はありましたけれども、やっぱりこの東日本大震災を受けて、申し込み数等がふえる可能性はあります。それは町の姿勢として、どれだけ広報していくかということだとは思いますが、ぜひ悲惨な事故等が起きないように、もしそういう災害が起きたときに、やっぱり町としても安心・安全な町づくりということを町長おっしゃっていますので、町民の方にしっかりと伝えるような努力をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（菅谷光重君） ほかに。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） ほかに質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 自由討議をさせていただきます。

7月からのデスティネーションキャンペーンのソフト面の対策だとか、東日本大震災の影響を受けた町内企業等への支援などに対する補正が提案されるものと期待していましたが、これに対する計上がないことは少し残念だという感じがします。しかし、7月には、町として人事異動もあるようですから、これらに対する体制強化だとか今後の検討調整に期待したいと思っています。

先ほど質問した委託料の件などについては、極力経費の軽減を図るために、職員でできることは職員で対応することが行政執行の大前提なので、安易に委託に頼らないで、もっと努力していくべきだと思っています。物事の本質を見きわめた上で、緊急必要な予算をタイムリーに補正する、このことが補正予算の本質だと思います。議会に予算特別委員会的なものがあれば、事前に委員会で調査検討が行われることにより、より有意義で効率的な予算編成が可能になるのではないかなというふうには感じています。

私が見る限りでは、今回の予算はパーフェクトというわけにはいきませんが、おおむね適正なのかなと、そんな感じを持っています。ただ、質疑で指摘された事項だとか、訴

訟行為など議会議決を伴うものなどは、よく検討し、調整しないと、法的に問題が生じるケースが出てきますので、予算が議決されたんだから当然その範囲で使ってよい、こう考えるのではなくて、今後必要な手続や効率的な予算執行に加えて、できる限りの財源確保に努力することが必要だと、そんなふうに考えています。

以上です。

○議長（菅谷光重君） ほかに、自由討議どうぞ。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決をされました。

◎議案第2号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第4、議案第2号 平成23年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案についてを議題といたします。

本件については、去る6月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 質疑も特別ないようでございますので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 特にないようでございますので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第3号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第5、議案第3号 平成23年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計補正予算（第1号）案についてを議題といたします。

本件については、去る6月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第4号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第6、議案第4号 平成23年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第1号）案についてを議題といたします。

本件については、去る6月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようでございますので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 特にならぬようございますので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

ここで休憩をとります。

再開を11時10分といたします。

（午前10時57分）

○議長（菅谷光重君） ただいまより再開をいたします。

（午前11時10分）

◎請願書・陳情書の委員会審査報告

○議長（菅谷光重君） 日程第7、請願書・陳情書の委員会審査報告を行います。

請願1号及び請願2号については、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

総務建設常任委員長。

（総務建設常任委員長 浦野政衛君 登壇）

○総務建設常任委員長（浦野政衛君） ご報告を申し上げます。

去る6月7日の本会議におきまして、総務建設常任委員会に付託されました請願1号 公衆用道路の拡幅改良についての請願につきまして、6月9日午前10時に委員会を開会し、直ちに休憩に入り、建設課長事務取扱、また職員の案内のもと、現地調査を行わせていただきました。

大戸下宿区長、田村氏の立ち会いのもと現地調査を行い、午後1時に委員会を再開いたしました。

委員からは、公衆用認定道路の取り扱いの回答もあり、また交通にも危険な状況が見受けられることから、拡幅改良が望ましいという意見も出されました。また、地権者の同意も得られていることから、当委員会といたしましては、全会一致にて採択といたしたいと思っておりますので、本会議におかれましても同様ご議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、請願2号であります。ご報告を申し上げます。

去る6月7日の本会議におきまして、総務建設常任委員会に付託されました請願2号 道路改良に関する請願につきまして、6月9日午前10時に委員会を開会し、直ちに休憩に入り、渡辺建設課長事務取扱、また職員の案内のもと、在上区長、田村氏ほか3名の立ち会いのもと、現地調査を行わせていただきました。

役場に帰り、午後1時より委員会室において委員会を再開をし、委員の中からは、橋梁が狭いので橋梁の拡幅や、また隣接に住宅があるために、こういった住宅にも移転をしなければ道路が広がらないかというふうなものを現地で質問をしたところ、この道路の構造については、住宅にはかかわらず道路幅が広くできるというふうな状況も、建設課長事務取扱の現地説明の中で意見をいただきました。

そういった中で、当委員会といたしましては、本当にこれが4トン車以上のトラックが入ってくると1回で回れないような道路形態になっているものですから、これは当然橋の橋梁の拡幅をしたり、道路改良も必要だという観点から、当委員会といたしましては、全会一致

で採択といたしましたので、本会議におかれましても同様にご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

以上であります。

○議長（菅谷光重君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 特別ないようですので、自席にお戻りください。

質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 特にないようございますので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

最初に、請願1号 請願書、公衆用道路の拡幅改良についての採決を行います。

お諮りをいたします。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択と決しました。

次に、請願2号 道路改良に関する請願についての採決を行います。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択と決しました。

陳情2号については、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告をお願いいたします。

総務建設常任委員長。

(総務建設常任委員長 浦野政衛君 登壇)

○総務建設常任委員長(浦野政衛君) それでは、陳情2号、ご報告を申し上げます。

去る6月7日の本会議におきまして、総務建設常任委員会に付託されました陳情2号 町道鳩の湯線の拡幅改良につきまして、6月9日午前10時に委員会を開会し、直ちに休憩に入り、渡辺建設課長事務取扱、また職員の案内のもと、陳情者であります須賀尾地区活性化推進委員会会長、轟氏の立ち会いのもと、現地調査を行ってまいりました。

午後1時に委員会を再開し、委員からは、県内外から6万人の来客のある玄関口でもあることや定期バスの運行に支障を来している、いろいろな地元の交通ももう頻繁に事故の起きやすいような狭い道路であるというふうなことが出されまして、またこの地権者も、ほとんどの方が同意をもらえているような観点から、当委員会といたしましては、全会一致で採択といたしましたので、本会議におかれましても同様にご議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長(菅谷光重君) 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅谷光重君) 委員長、自席へどうぞ。

質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

(発言する者なし)

○議長(菅谷光重君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(菅谷光重君) 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(菅谷光重君) 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択と決しました。

◎閉会中の継続審査（調査）事件について

○議長（菅谷光重君） 日程第8、閉会中の継続審査（調査）事件についてを議題といたします。

各委員会において審査、調査を実施され、それについての報告がありましたら、お願いをいたします。

総務建設常任委員会。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 次、文教厚生常任委員会。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 次、議会運営委員会。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） ハッ場ダム対策特別委員会。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 行財政改革推進特別委員会。

9番、金澤議員。

（行財政改革推進特別委員長 金澤 敏君 登壇）

○行財政改革推進特別委員長（金澤 敏君） それでは、行財政改革推進特別委員会の報告をさせていただきます。

去る6月10日、第1、第2委員会室において、町長、副町長、総務課長、企画課長出席のもと委員会を開催いたしました。

ほかの委員会と同様に当委員会も4月の選挙を受けて新たな委員会構成になり、特に7名の構成メンバーのうち半数以上の4名の方が新たな構成委員になった関係で、前委員会メンバーと執行部の行革推進本部と何度となく意見と提言を繰り返しつくり上げた第2次行革大綱と実施計画、これは集中改革プランなわけですが、を新たなメンバー全員で今後の当委員会に付託された事柄の調査研究を行っていく上で、まずは共通認識する必要があるために、担当課より説明、解説を求めました。

まず、企画課長より、この第2次行政改革大綱が4月4日に決定されるまでの経過を、平成18年策定の第1次行政改革大綱や19年に策定された集中改革プランから始まる流れを十

分時間をとって説明を受けました。

続いて、5月26日に行われた第5回行革推進本部の会議で決まった部会設置の事柄について説明を受けました。これは、第2次実施計画を進めるための組織部会と施設部会を設け、進行管理を推進していく上でのまず初めの作業着手になるとのことです。

このほかに、総務課長からは、定員、職員給与の適正化に関し、適正な給与水準の維持のために12月議会までには何らかの提案を出す方向で検討をしていくとの説明がありました。町営施設に関する事柄については、あり方検討委員会を今までのような町長からの諮問を受けて開催するのではなく、2カ月に1回程度開催し、残りの町営施設全般について検討を行っていってもらう方向であるとのことの説明がありました。そして、第2次実施計画の中に新たに盛り込まれました役場庁舎建設では、町長が、さまざまな選択肢を総合的に判断し、期限を決め、検討を始めていくことの発言がありました。

その後、質疑応答を行った後、閉会といたしました。

以上、行財政改革推進特別委員会の報告といたします。

○議長（菅谷光重君） 議会広報対策特別委員会。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 以上で各委員会からの報告を終わります。

次に、次期定例会までの閉会中の継続審査（調査）事件について、お手元に配付のように各委員会から申し出がありました。

お諮りいたします。各委員会から申し出のように、閉会中の継続審査（調査）事件として決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

各委員会の閉会中の継続審査（調査）事件が決定をいたしました。

◎町政一般質問

○議長（菅谷光重君） 日程第9、町政一般質問を行います。

◇ 須 崎 幸 一 君

○議長（菅谷光重君） 11番議員、須崎幸一議員。

（11番 須崎幸一君 登壇）

○11番（須崎幸一君） ただいま菅谷議長の許可をいただきましたので、一般質問の通告書に基づき質問をいたしたいと思えます。

町の医療と福祉について、町長の考えをお聞きいたします。

東日本大震災が発生してはや3カ月が過ぎましたが、その復興の見通しが不透明なまま、国会では菅首相の復興対応が問いただされる中で、与野党が政権抗争に走り、政局は予断を許さない状況に見えます。被災された方々がいまだ190人ほど私たちの町に避難生活をされておられます。そういった方々が一日も早く通常生活ができることを願うものであります。

さて、私たちの町では高齢化が進み、高齢化率が30%を超えております。そうした中で、町民の皆さんだれもが生活する中で関心を寄せていることとして、医療と福祉があります。そこで、具体的な質問を何点かさせていただきたいと思えます。

まず、町の医療についてでございます。

医療体制の充実の観点から、郡内の中核を担う原町日赤病院を含めた医療機関とのかかわり方についてどのような方針なのか。特に原町日赤病院に対しては、ほかの病院とは違う立場に町はあると思えます。私は、原町日赤病院については公共的病院であると位置づけられるというふうに考えております。それは、町長が日本赤十字社東吾妻町分区長であり、また群馬県知事が群馬県支部長でもあるからであります。また町民のほとんどの世帯がこの日本赤十字社に会費を納めております。

公的支援をすることで、その病院の機能を生かすことができるのではないのでしょうか。この町にある医療機関はどのような現状と課題があると思われるのでしょうか。今年度における原町日赤病院を含めた医療機関への具体的な支援は何があるのでしょうか、財政的及び物的支援状況について。町の医療機関へのかかわりとして、町民の皆さんの周知を図るために何を行うのか。具体的には、医師会と広報活動としての町の関与状況は、医療機関の紹介や相談窓口はどのようになっているのかであります。

次に、町の福祉についてお尋ねを申し上げます。

社会福祉協議会に対する現状と将来における町のかかわり方についてでございます。

社会福祉協議会に対し、補助金や指定管理者による施設運営の状況についてどのようにな

っているのか。また、町の条例による法的な問題はないのかどうか。施設が行政財産であり、目的外使用となっているために、早急に条例改正の必要性がある施設ではないでしょうか。速やかに普通財産にすべきことも十分考えられます。

現在、都市計画事業の進捗により、（仮称）原町大橋の橋脚、橋台工事により、デイサービスセンター施設の移転もしくは廃止問題がありますが、さきの3月定例会においての説明では、指定管理者の指定期間は10月31日までとなっております。町としては、デイサービスセンターの新設は考えていません。現在の利用者については既存の民間事業者やすこやかセンター福寿草の施設に振りかえてもらう方向で考えていきますとのことでしたが、5月30日の社会福祉協議会の理事会で、社会福祉協議会としての方向性が示されました。それによれば、現在の場所の町民センターの敷地内に施設を新設してデイサービス事業を実施したいとのことですが、また社会福祉協議会の事務所についても現状維持でいきたいとのことでした。私も監事として理事会に出席をしましたので、確認をしております。町として、そのことにどのように対応するのかお聞きしたいと思います。

次に、老人福祉による老人クラブに対する支援でございますが、現在の単位老人クラブ及び老人クラブ連合会に対する財政的、また物的支援については、老人クラブ活動費補助金交付要綱に基づき財政的支援を行っていることは理解できます。その内容を精査しますと、29人以下の単位老人クラブに対する補助金は、町長が別に定めるものとありますが、現実には別に定めて補助金交付を実施していないのではないのでしょうか。もしそうであれば、今後については別に定めて補助金交付ができるように見直しを図っていただきたいと思っております。そうすることで単位老人クラブ間の公平性が担保できるというふうに思っております。

次に、福祉バス事業の拡大についてでございますが、現在運行している福祉バス事業は、登録会員により利用をしております。社会福祉協議会に委託事業として行っていると思っておりますが、今後範囲を広げていく考えはないのでしょうか。

高齢化が進む中で、温泉利用や診療所へ行くための交通手段の一つとして、東地区限定ではなく、もう少し広げていただき、少なくとも太田地区の泉沢、小泉地区あたりまで試行的にでも構いませんが、実施していただけたらと思っております。高齢者の中で、自立することはできるけれども交通手段を持たない町民の方たちに対する配慮として、また自立支援の福祉支援立場から、実施に向けて検討をお願いいたします。

以上、町の医療と福祉のことについての質問をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 答弁願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) それでは、ただいまの須崎議員のご質問にお答えをいたします。

町の医療行政についてでございますが、群馬県の医療機関の設置状況を見ますと、高崎、前橋を中心とした県中部に医療機関が集中しており、北部から西部にかけての地域においては、広大な面積に対し医療機関が点在する状況となっており、特に北毛地域では必要医師数に対して医師等の医療従事者が少なく、最も医師の不足率の高い地域となっております。また、みずからが在住する医療圏内の医療機関に入院している割合を示す自足率についても、吾妻医療圏は渋川医療圏に依存している状況にあります。緊急搬送についても、急性期や専門医療を担う医療機関が不足している吾妻医療圏は、他の地域に依存しており、緊急の需要にこたえられない状況にあります。

このような中から、吾妻地域においては医療機関が不足している、必要な診療科目が不足していると感じている方々が多いと思われれます。町としては、吾妻医療圏の公的基幹病院である原町赤十字病院の機能を充実させるため、今年度、原町赤十字病院医療機器整備事業補助金として2,000万円、公的病院建設資金利子補給補助金として259万円を予算計上いたしました。今後原町赤十字病院の診療科目の追加や医師の充実についても、引き続き県にお願いしていきたいと考えております。また、看護婦の不足に対応するため、吾妻准看護学校補助金9万円も予定しております。

しかし、原町赤十字病院以外の病院に対するかかわりや支援については、特に予算計上してあるものはありません。町からそれぞれの病院に対して事業への協力をお願いしている状況でございます。今後町で支援できることがありましたら、検討していきたいと考えております。

いずれにしましても、医療というものは地域住民と切っても切れないものでございますので、引き続き県等に協力をお願いしていかなければならないと考えております。

次に、町の福祉行政についてでございますが、ご質問の社会福祉協議会は、社会福祉推進の中核的存在であるとともに、高齢者や障害者等の日常生活の自立支援や福祉サービスの利用者支援等において、行政機関や関係団体等とのネットワークを構築し、地域の実情に応じた積極的な福祉活動の取り組みが求められている組織であり、地域の課題や地域住民のニーズや考え方等を十分に把握し、その地域で求められている役割を最善の方法によって対処することが可能な運営的に厳しい事業であっても、町民全世帯が会員となっている地域に密着

した組織であります。

現在、社会福祉協議会には、福祉バス事業、ひとり暮らし高齢者保養事業、要援護高齢者紙おむつ等給付事業、給食サービス事業、軽度生活援助事業、訪問入浴サービス事業、生きがい活動支援通所事業、シルバー人材センター事業等をお願いし、実施していただいております。今後も社会福祉協議会にさまざまな事業をお願いしていかなくてはならず、町としてもでき得る限り協力していかなくてはならないと考えておる次第でございます。

また、ご質問の中に、川戸のデイサービス事業につきましてご質問ございましたけれども、3月の定例会で指定管理の契約の議決をお願いし、10月31日で廃止ということでご説明をしてまいりました。その後、5月30日に社会福祉協議会理事会において、社会福祉協議会が独自で行うデイサービス施設建設の説明があったということでございます。社会福祉協議会が独自で行うデイサービス施設を建設するということになれば、土地の賃貸問題、工事等の関係、指定管理等の関係を含めさまざまな問題があるかと思いますが、正式に申し入れがあれば、今後積極的に検討していきたいと思っておるわけでございます。

社会福祉協議会に土地を貸し出すということになれば、町民センターの設置及び管理に関する条例を廃止し、その後社会福祉協議会に貸すということになりますので、町民センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の議決が必要となってくるわけでございます。また、（仮称）吾妻大橋の工事の関係につきましても、中之条土木事務所との協議が必要になってくると思えますし、社会福祉協議会独自のデイサービス施設の完成を待つということになれば、指定管理についても検討が必要になってくると思えます。

いずれにいたしましても、社会福祉協議会から正式なお話が来た状況から、積極的に検討してまいりたいというふうに思っておるわけでございます。

次に、老人福祉による老人クラブに対する支援のご質問でございますが、今年度、29単位クラブと老人クラブ連合会に対し、老人クラブ活動費補助金交付要綱の基準により、121万2,000円の補助金を予定しております。今後も引き続き助成していきたいと考えております。

また、老人クラブ活動費補助金交付要綱では、補助基準に満たない小規模単位クラブへの補助については、町長が別に定めると規定しております。現在会員が29人以下で補助基準を満たさない単位老人クラブが5団体ございます。会員が多い団体で19人、少ない団体で8人という会員数でございます。単位老人クラブ間の公平性という観点からすれば、補助金を交付することが公平性を保てると思えますけれども、補助基準以下の単位老人クラブに対し補助するということになると、今後会員数の少ない老人クラブが数多くできるというこ

とも考えられます。今後、状況等をよく調査いたしまして、十分に検討してまいりたいというふうに思っておるわけでございます。

次に、福祉バス事業のご質問でございますが、現在社会福祉協議会に事業を委託し、旧東村内の循環バスを週2回運行しており、行き先については東吾妻町国民健康保険診療所と桔梗館となっております。ご質問の事業拡大でございますが、現在のところ拡大する予定はございません。しかし、今後の利用状況等によっては検討する必要が当然出てくるものと考えております。

交通手段を必要とする町民への支援についてでございますが、当町は高齢化率も高く、今後高齢のために運転免許証を返納する方も多くなると予想されます。こうした状況を考えた場合、現在の路線バスの利用を促進するような方策も必要になってくるものと考えられます。今後、高齢者等の路線バスの利用促進について積極的に検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（菅谷光重君） 11番、須崎議員。

○11番（須崎幸一君） 何点かまた質問させていただきますけれども、公的な原町日赤病院についての支援でございますけれども、もう町民の皆さんもご存じだと思いますが、医師不足による課題として、診療科目が限定されてしまったりとか、また受診時の待ち時間が長かったりと、そういったことが問題視されていることはもう皆さん承知だと思うんですけども、その解決策というか対策についてでございますけれども、群馬県においても、医師確保のための施策として、群馬県医師確保修学研修資金貸与条例を制定しております。そうした中、我が町においても、この吾妻郡の中核をなす原町日赤病院のある所在町村として、町独自の施策というものがこれから調査検討していかなければならない喫緊の課題ではないかなというふうに私は思っております。財政的に多額の費用がかかることは十分予想されておりますが、ぜひ前向きに町長、考えていただければと思います。その辺についてご意見をお伺いしたいと思います。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ただいまお話の群馬県医学生修学資金貸与条例とは、大学の医学を履修する課程に在学をする5年次以上の者で、規則に定める県内の病院において、将来臨床研修及び医師としての業務に従事しようとする者に対し、貸与金額で月額15万円、貸与期間は通算で最高2年、修学資金を貸与するものでございます。条例の免除条項に該当した場合は、

修学資金の返還及び利息の支払いの全部を免除するというものでございます。

須崎議員がおっしゃいますように、大変にこれにつきましては多額の費用もかかる制度でございまして。今後当町の財政状況等も検討、考慮いたしまして、今後これにつきまして調査研究してまいりたいというふうに思っております。

○議長（菅谷光重君） 11番、須崎議員。

○11番（須崎幸一君） ぜひせっかく立派な原町日赤という病院がございますので、町民の人が利用しやすい方向で、利便性を考えていただいて、ぜひ前向きに検討していただきたいと思っております。

参考までに、私が今回この一般質問をするのにちょっと調査をした数値がございますけれども、原町日赤の入院患者数は全部で6万3,965人、外来患者数は11万1,013人、このうち東吾妻町、我が町の町民が診療を受けている人数を申しますが、入院患者数で2万7,824人、外来患者数においては4万5,345人でございます。受診比率にすると40%を超えております。

そういったことを踏まえて、ぜひこういった問題が、もう町長ご存じだと思うんですが、しっかりとこの問題解決に向けて郡の医師会や、また各町村間と連絡、連携等をとっていただき、また県との調整も図って、医師不足解消に向けての取り組みをぜひこれからも進めていただければというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 須崎議員のご指摘でございます。

今後東吾妻町といたしまして、県あるいは日赤当局、医師会等と連携をとって、これに取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 11番、須崎議員。

○11番（須崎幸一君） 医療の情報についてなんですが、町として広報活動を行って、町民、まただれもが速やかに関係医療機関に受診できる体制づくりについても取り組んでいただきたいというふうに思っております。ぜひ、町長みずからが地域に出向いた中で、懇談会等を実施していただいて、地域の実情を把握していただき、町の行政としての考えを町民の皆さんに理解をしていただいた中で、医療行政の充実が図られるよう期待いたしますので、町長、2年目ということで手腕が試されるときでもありますので、ぜひその辺をお願いしたいかなと思っております。医療の情報についての考え方をちょっとお聞きしたいと思っております。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 現在各医療機関や医師会等からの広報活動につきましては、町民への

周知を図るため、区長さん等を通じまして、資料配布、広報を行っていただいております。医療機関の紹介や相談窓口ということでございますけれども、昨年度、東吾妻町防災マップを全戸に配布をいたしました。その中に町内の医療機関等の一覧表も掲載しておるわけでございます。

また、議員ご指摘の点でございます。今後町民の方とさまざまな町内の状況について懇談をする機会を設けまして、特にこの医療等につきましても積極的に懇談を持ちまして、状況把握、それから今後の町としての推進への材料にしてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 11番、須崎議員。

○11番（須崎幸一君） 次に、福祉行政についての再質でございますけれども、社会福祉協議会のデイサービス事業の取り組みに対する町の考え方として、町とすれば、正式に要請があればできる限りの協力をしていく方針であるというふうな町長、お答えをいただきました。そうすれば、具体的に協力をするということになりますと、まず町民センターの敷地利用を認めるのかどうかという問題が出てくると思うんですけれども、社会福祉協議会が独自で建設予定のデイサービス施設の場所の問題、完成した後、利用者が移転するまでの間、指定管理の期間延長を必ずしてもらえるのかどうかということもお聞きしたいかなと思うんですが。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 社会福祉協議会のデイサービス事業についてでございます。

先ほども申し上げましたとおり、（仮称）吾妻大橋の真下になるということで、移転等の必要が生じているわけでございます。これにつきましても、社会福祉協議会の事務局のほうでデイサービスの移転候補地等を検討しているところでございます。お聞きした範囲内では、社会福祉協議会の事務所自体は、あの地点で、その橋の真下ということにはならず、続行できるというふうな話も聞いております。まだ正式に社会福祉協議会の調査、決定等が伝わっておりませんので、はっきりした点は申し上げられませんけれども、いずれにいたしましても、東吾妻町として、この事業につきまして今後の推進のために積極的に検討してまいりたいと、推進してまいりたいというふうに思っておるわけでございます。よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 11番、須崎議員。

○11番（須崎幸一君） ただいま正式にはというお話もあつたんですが、私最初にお話ししたと思いますけれども、監事という立場で理事会にも出席をさせていただきました。その中

では、理事会の中で、先ほど申し上げましたように、現在の場所に社会福祉協議会独自のデイサービスセンターの施設を建設するんだと。それに向けて町当局と交渉に入りたいというように話になっておりますので、その辺のちょっと認識が町長と違うんじゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 理事会でのそういうお話があったという情報は伝わっております。ただ、町といたしましても情報だけでの判断で動くわけにはまいりませんので、その点ははっきりとした社会福祉協議会の決定、方針というものを伝えていただきまして、対処していきたいというふうに思っております。

○議長（菅谷光重君） 11番、須崎議員。

○11番（須崎幸一君） 社会福祉協議会という組織自体がこの町民にとって大切な公的な団体であるというふうに私認識しておりますので、ぜひその方向性というものをしっかりと町長もご理解をいただいて、協力をお願いしたいというふうに思っております。

それと、確認したいんですが、現在その町民センターに関する設置及び管理に関する条例があるんですが、その中のセンターの施設で、いこいの家というところに社会福祉協議会の事務所が入っておるんですが、この辺については目的外使用というような形で、条例に違反するような形が見受けられるんですが、その辺は問題はないんでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） その点につきましては、前にもお話をいたしましたとおり、今後その点について整理をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（菅谷光重君） 11番、須崎議員。

○11番（須崎幸一君） ぜひ条例に違反しないように検討していただいて、もしそういうふうな形で違反するようであれば、早急の是正措置をお願いしたいというふうにお願いたします。

続きまして、老人クラブの支援についてでございますけれども、34単位クラブがあって、団体が何か29単位老人クラブに対して補助金をということでもございました。また小さいクラブにあっては、現在5団体については、補助金等の交付要綱の中で町長が別に定めるというふうになっておりますけれども、私が調査した中では、援助の手は現在差し伸べられていないような気がいたします。私は、やはり高齢者の皆さんが健全で、しかも安らかな生活を維持しながら福祉の増進を図る意味においても、また老人クラブに対する助成というものは大

変有意義なものであるというふうに思います。どうかその辺も考慮していただいて、たくさん小さいクラブができてしまうと困るよというふうなお話がありましたけれども、そんなことではなくて、多くの皆さんが老人クラブという組織の中に入って活動していただくということが大切なんではないかなというふうに私は思っております。

現在私が調査した中では、老人クラブの会員ですが、1,822人の方がおられるというふうに聞いております、町内においてです。ですから、そういった多くの方々が参加をしていろいろな活動をしておられるということは、大変よいことだというふうに私は思っておりますので、その辺のご配慮も、町長、よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 老人クラブの行事、私も招待受けましてよく出かけてまいりますけれども、大変皆さんお元気でいらっしゃって、大変いいなというふうに思っておりますけれども、やはりそういうふうに明るく元気に過ごしていただくために、老人クラブ活動、大変に重要なものがございます。そういうことから、やはり町といたしましても、クラブ自体の統合とかそういうものも指導しながら、ある程度まとまった人数でやったほうが行事も活発に、元気ににぎやかにできるということもありますので、そういう点から、町といたしまして、指導等も含めまして、これらについて今後検討してまいりたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 11番、須崎議員。

○11番（須崎幸一君） ぜひ町長、よろしく願いいたします。助成を受けられる団体と受けられない団体があるというふうなことで、やっぱり不公平感が出てきますので、特に高齢者の方にとっては、その辺はシビアな部分もあろうかと思っておりますので、ご配慮のほどをよろしくお願い申し上げます。

次に、福祉バス事業の拡充についてでございますけれども、路線バスの利用を含めた形での検討という答弁をいただきました。

福祉バス事業単独での拡大は考えていないようなんですけれども、老人福祉の向上と公平性の観点から、東地区限定にとどまることなく、隣接する泉沢、小泉地区についても、ぜひ試行的に実施をしていただいて、結果を検討することも一案であるというふうに思いますので、ぜひ町長の再考をお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 須崎議員のご意見でございます。今後その点につきましても、担当課

におきまして調査をしてみたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 11番、須崎議員。

○11番（須崎幸一君） ぜひこの件については、東地区限定になっておりますので、その辺を含めて不公平感の是正という意味においてもお願いを申し上げたいというふうに思います。

最後になりますけれども、今回私の一般質問については、住民の皆さんが日常生活をする上でとても関心が深いものであるというふうに思っております。町民の皆さんの医療と福祉に行政がどのようにかかわっていけばよいのか、真摯にこれからも町執行部と議会が取り組まなければならない重要課題であるというふうに思っております。

町長はぜひ、町政2年目のかじ取り役として、これから町民の意見を聞きながら、適正かつ公平性を持った行政執行に努めていただきたい、このように思います。

以上で質問を終わります。

○議長（菅谷光重君） 町長、答弁願います。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 須崎議員、最後に大変よい言葉で締めくくっていただきました。ご指摘のように頑張っていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 以上で、須崎幸一議員の質問を終わります。

ここで休憩をとります。

午後1時を再開いたします。

（午後 零時07分）

○議長（菅谷光重君） ただいまより再開をいたします。

（午後 1時00分）

◇ 橋 爪 英 夫 君

○議長（菅谷光重君） 続いて、14番議員、橋爪英夫議員。

（14番 橋爪英夫君 登壇）

○14番（橋爪英夫君） それでは、議長に許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

大きく2点についてであります。

まず1つ目は、町の保健事業の取り組みについて、2つ目は、保育所、幼稚園、小・中学校の緊急時の安全対策についてであります。

さて、ことしも町民健康診査が本日、15日から22日までの間、町内各所で実施されます。関係される皆様には大変ご苦労さまです。町民一人一人の皆さん、健康には自信のある人、日ごろ不安を感じている人、それぞれの思いで受診をされると思います。

そこで、老人保健法による財政圧迫を打開するために、75歳以上の高齢者を後期高齢者医療制度に移行して3年が経過したわけであります。保健事業は、健康増進法への移行をし、40歳以上の者を対象に特定健康診査、特定保健指導を行っているのが現在までの実施状況であります。その結果をお伺いするわけであります。あわせて、当町の各がん検診等の受診状況もお願いをいたします。

保健指導には、また専門職の配置も必要と思いますが、その状況はどうなっているかお伺いいたします。あわせて、保健センターも老朽化し、施設としては機能が大変使いづらいと考えておりますが、今後の建設に向けての計画はどのような考えかお伺いいたします。

2つ目ではありますが、まずは臨時交付金により学校等施設整備されているところに対して、私からも感謝を申し上げる次第であります。

さて、子供たちが巻き込まれる事件等通学路の安全対策、園、学校内での安全対策は万全かお伺いします。また、保育所、幼稚園、小学校、中学校の緊急時の対応や施設整備状況について、現状と今後の対応についてお伺いをしたいと思います。

以上についてであります。どうぞよろしくお伺いいたします。

○議長（菅谷光重君） 答弁願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、橋爪議員の質問にお答えをいたします。

1点目の町の保健事業の取り組みについてでございますが、平成20年度から医療保険者に対し、40歳から74歳までの被保険者、被扶養者を対象とした内臓脂肪症候群、俗にメタボリックシンドロームと言いますけれども、に着目した健康診査、保健指導の実施が義務づけられました。

当町においては、生活習慣病予防対策として、平成20年度から平成24年度までの5カ年を1期として、東吾妻町国民健康保険特定健康診査等実施計画を定めました。特定健診受診率において、平成24年度、45%に設定をし、平成24年度の目標値を65%としたものでございまして、1年ごとに5%の上昇を見込んだものであります。特定保健指導実施率におきましては、平成20年度を25%に設定し、平成24年度の目標を45%、同じく1年ごとに5%の上昇を見込んでおります。各目標値につきましては、国の参酌基準を下回らないように設定をいたしました。

実施状況につきましては、平成20年度、43.8%、平成21年度、49.4%と計画に近い数値で実施できましたが、平成22年度は46.8%と大変厳しい状況であります。保健指導実施率につきましては、平成20年度、7.4%、平成21年度、11.6%、平成22年度、7.3%と計画数値にはほど遠い値であります。県内の状況も、前者においては40.5%、後者は13.3%と大変低い数値でございます。

保険者においては、特定健診、特定保健指導の受診率向上を図るため、広報において町民の皆様定期的に健康な生活習慣の重要性、みずからの健康状態の自覚について意識改革を図っていきます。被保険者の方には、年度初めに受診券とパンフレットを配付し、年度の中ごろに再度パンフレットを送付して喚起を促しております。今後、国民健康保険財政はさらに厳しくなります。町では国民健康保険運営協議会で生の声を聞き、運営方法を協議し、療養給付金の削減に努めてまいります。

また、75歳以上の方を対象とした健診について、群馬県後期高齢者医療広域連合により町が委託を受け、保健センターが実施主体となり実施をしているところであります。実施方法としては、年度末に全世帯に配布する家族健康診査申込書により希望調査を行い、申し込みされた方に受診票を送付する方法をとっております。

実施時期ですが、集団検診は原町赤十字病院に委託し、6月から7月にかけて地域の公民館等で行い、個別検診は町内5医療機関、町外2医療機関を指定し、なるべく年内に受診していただくようご案内をしているところでございます。

平成22年度の集団検診の受診状況は、対象人口3,033人に対し受診者は751人で、受診率は24.8%となっております。また、健康増進法に基づくがん検診のうち、町では胃、大腸、乳腺、子宮の4種類と、ほかに前立腺の計5種類のがん検診を実施しております。

がん検診を取り巻く環境の変化として、長年利用していただいた健康づくり財団が平成21年度から突然精密検査を受託しなくなったこともございまして、吾妻地域の基幹病院である

原町赤十字病院にすべての検診を委託し、事業を行っております。平成22年度の胃がん集団検診の受診者は938人で受診率は11.3%、大腸がんの1次検診の受診者は1,395人で受診率は13%、子宮がん検診は判定基準の変更に伴い、平成22年度から原町赤十字病院での検診とし、受診者は570人で受診率は22.8%、乳がん検診の受診者は616人で受診率は28.9%となっております。前立腺がん検診は665人が受診をしております。

町の課題としては、集団検診から精密検診までに時間がかかり過ぎるということや精密検査実施許容量に限りがあり、受診率アップの対策はとりにくいことがあります。また、健康増進法に基づくがん検診のうち、肺がん検診は早期発見が難しいため、今まで未実施でしたが、今後は実施をする方向で検討してまいりたいと思っております。その意味からも、原町赤十字病院のますますの充実が望まれるところでございます。

保健指導に関する専門職の配置状況につきましては、平成22年度に保健師の採用があり、現在、より状況は改善をされておりますが、地域包括支援センターと保健センターの兼務体制は、依然として改善されないままでございます。高齢化の進展に伴い、介護認定調査を初めとした事業の占める割合はふえる一方でございますので、今後職員配置についても検討していきたいと思っております。

保健センターの建設に向けての計画というご質問でございましたが、保健センターにつきましては、昭和62年4月に供用を開始し、その後平成8年に改築を行っております。保健センター勤務の職員もふえ、手狭であり、駐車場も狭いという状況ではありますが、現在のところ増設、建設計画については考えておりません。

2点目の保育園、幼稚園、小・中学校緊急時の安全対策についてですが、近年学校や登下校時に子供たちが巻き込まれる事故、事件が後を絶ちません。このような現状を踏まえ、子供たちの安全確保のためには、各保育所、幼稚園、小・中学校において、不審者、火災、地震等の避難訓練を行い、安全指導を強化するとともに、警察等関係機関と連携して「いかのおすし」などの標語を通して自己防衛行動計画を身につける運動も進めておりますし、管内の5小学校では児童、保護者及び教員が確認して通学路の安全マップを作成し、児童、子供に地域の子供安全協力の家や危険箇所などの周知を図ることに努めております。さらに、地域の方によるボランティアにより、園、学校への行き帰り時刻を見守っていただいておりますし、保護者や地域の方の自動車に防犯パトロール実施中のステッカーを張っていただき、防犯に努めているところでございます。

また、本年度は臨時交付金を利用して、熱中症対策の一つとして、各幼・小・中、保育園

の保健室などにエアコンの設置や耐震補強工事を進めております。

なお、通学時の安全確保を図るため、関係機関と連携して街路灯の整備や歩道の設置にも力を入れていきたいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。

以上です。

○議長（菅谷光重君） 途中でありますが、暫時休憩をとらせていただきます。

（午後 1時15分）

○議長（菅谷光重君） それでは、再開をいたします。

（午後 1時17分）

○議長（菅谷光重君） 14番、橋爪議員。

○14番（橋爪英夫君） 町長、丁寧にご説明いただいて、数字を細かく出していただきまして、ありがとうございました。

保健事業については、なかなか国もその後の動向がはっきりしないということでもありますけれども、ただ、やはり町民の健康というものはこれからの基本でありますし、いろいろやはり町として中心的に考えていく問題だと思いますので、国は国としても、町の保健指導はしっかりやっていただきたいと思っておる次第であります。

また、その中で施設の関係と人員の配置を申し上げましたけれども、どうも施設については、担当課長も町長も比較的新しい施設というふうな解釈でありますけれども、ただ場所的に考えても、今の保健センターの現状を考えても、非常に使いづらい、そして住民健診をやるときにあそこへずらり並ぶと、交通整理しなければできないような場所であると。そういうことを考えると、やはり事故でもあってからでは大変でありますので、計画ぐらいはこれから検討して、していくべきではないかと私は思っている次第であります。ぜひともお願いしたいと思います。

それから、保健師の問題でありますけれども、増員はしているけれども、なかなか完全とはいかないというような状況であります。ただ、包括支援センターの問題を含めて、介護保

険の中にもきちんとうたわれておりますので、やはり今後のことを考えると、専門職である保健師というものをしっかり町が考えてやっていかないと、定員管理の中でもそれをぜひ入れていただいて、計画をしていただきたいと思っております。これは職員採用の担当課の総務課にも含めてお願いをしておく次第でありますけれども、ぜひともお願いしたいと思います。

改めて施設の問題と人員配置は、私が再質問して町長どう考えるか、ひとつもう一度お願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 橋爪議員のご質問でございます。

保健センターの建設につきまして、再度のご質問でございますけれども、確かに中央公民館と併設されておまして、駐車場も共用ということでございまして、行事が重なった場合にはかなり駐車場も手狭になるというふうなことでございます。施設全般にかかわりまして、あり方検討委員会等でご審議をいただき、保健センターにつきましても、その必要があると認めるならば、建設計画をつくってまいりたいというふうに思っております。

また、保健師の補充等でございますけれども、やはり町民の健康な毎日の生活を守るために、専門職としての保健師、大変重要な職でございます。今年度から新たに1名採用したわけでございますけれども、今後その保健指導の業務につきまして、その状況をよく精査をいたしまして、今後の必要あると認めるならば、採用計画の中に入れていきたいというふうに思っております。

いずれにしても、町民の健康な生活を守る意味で重要なものでございます。今後も積極的に前向きに推進をしてまいりたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（菅谷光重君） 14番、橋爪議員。

○14番（橋爪英夫君） 保健指導の中で人間ドックの計画は今後、これちょっとずれてあれですが、保健指導の中でも大分重要な問題となってくるかと思うんですが、国保にも財政的な問題があるかと思っておりますけれども、やはりその辺の人間ドックの必要性というのもできる限りのものを広げて、多くの町民に受診をしていただけるように考えていただければと思っております。

いずれにしる団塊の世代ということで、昭和22年から26年の間に産まれた5年間、厳密に言うと、その5年間が団塊の世代と言われて、日本全国約800万人おるんだそうですけれ

ども、そういう中で当町もこれから団塊の世代を迎えて、ますます退職されて第二の人生を送る方が多くなるわけであります。保健指導の重要性というのは、一段とそれが増してくるのではないかと思いますので、ぜひとも足腰の強い保健指導をしていただけるような体制をとっていただきたいと思っておる次第であります。

保健事業については以上でありますけれども、次に、保育所、幼稚園、小学校、中学校の緊急時の対応についての施設整備であります。

近隣の町村では、最近防犯カメラをつけて、その監視をすとか、いろいろな対応をしているようであります。我が町にも保育所が数カ所、それから幼稚園、あるわけでありますけれども、特に保育所、幼稚園については、先生方は女性の方が多い。そういう中で、原町保育所等は非常に子供の数も多いという状況であります。その中で、やはり安全対策として、そういうものをこれから検討していく必要があるんじゃないかと思っておるんですが、その辺はどう考えているかお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） お尋ねの防犯カメラでございます。これにつきましては、今年度、吾妻警察署のほうから防犯カメラの事業について投げかけがございました。これにつきまして現在実施の方向で検討しているところでございます。一挙に各地区の保育所、幼稚園、小学校、中学校、高校というふうなことにまわりません。計画的にこの防犯カメラを設置する方向で今後考えていきたいというふうに考えております。やはり次代を担う子供たち、この学校生活が安全に送れるよう東吾妻町といたしましてもこのところはしっかりと考えていきたいというふうに思っています。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 14番、橋爪議員。

○14番（橋爪英夫君） ありがとうございます。

予算の問題もあるでしょうけれども、一年一年でも結構ですし、そういうものを広めて安全対策、ぜひともお願いしたい次第であります。

それから、先ほどの町長の答弁の中にもありましたように、学校の安全ボランティアの問題であります。今現在、学校ボランティアの方が小学校を中心でしょうか、各学校でボランティアの方が活動されておると聞いておる次第であります。このボランティアの方もなかなか集まりにくい状況のようでもありますけれども、これも予算が伴いますけれども、本年はキャップを、帽子を何か買っていただいたというような話を聞きましたけれども、できれば、やはりボランティアとしてのしっかりした服装というんでしょうか、ある程度、腕章、ジャ

ンバー、このぐらいはぜひボランティアの方に最低限町で考えていただいて、やはりやりがいのあるボランティアという立場からしても、そのぐらいは私いいんじゃないのかなと考えておるんですが。本当の予算を削ってまでということではなくて、ぜひある程度はその辺を、ボランティアらしきボランティアとしての最低限の予算で計画はできないかお伺いする次第であります。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ボランティアの方々には大変お世話になっております。私も朝に夕方に、地域の皆さんが子供たちの登下校と一緒に付き添って歩いていただいているというところを見ますと、本当にありがたく思っておるわけでございます。橋爪議員ご指摘のとおり、やはりボランティアの方々、本当に目立った服装のほうは安全確保のためには非常に効果があるというふうに思っております。今後、腕章、あるいはベストなどにつきまして、予算の関係もありますけれども、検討してまいりまして、ボランティアの方々に快く頑張っていたけるような状況をつくっていききたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 14番、橋爪議員。

○14番（橋爪英夫君） 高価なもの、高いものという意味でなくて、やはりボランティアとしてはっきりこう表示できるような服装をそろえていただければありがたいということでもありますので、ぜひともお願いをする次第であります。

いずれにしても、安心・安全は365日、家庭でも学校でもあるわけでありますので、我が町の子供が安心して園に通園、学校へ登校できるような状況をぜひ町長、町のほうでも考えていただければありがたいと思っている次第であります。

最後に町長に一言聞いて、質問を終わります。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 橋爪議員の地域の子供たちの安全・安心につきましてのご配慮をいただいたご質問、ありがとうございました。このことにつきまして、今後とも担当課等と協議をいたしまして、前向きにしっかりと取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 以上で橋爪英夫君議員の質問を終わります。

◇ 青 柳 はるみ 君

○議長（菅谷光重君） 続いて、10番議員、青柳はるみ議員。

（10番 青柳はるみ君 登壇）

○10番（青柳はるみ君） 10番、青柳です。議長の許可を得ましたので、2項目にわたり一般質問させていただきます。

ボランティアポイント制度の導入とアドプト制度。

まず、ボランティアポイント制度の導入について。

3月11日の大震災、原発に対し、杉並区の要請を受け入れ、被災者を我が町に迎えた速やかな対応に敬意を表します。夜を徹して職員の皆様が次々に着くバスを迎え、温かいものを出してくださいました。町の方々も何かできることはないかと精いっぱい物心両面で支えてくださいました。

当町では、今もさまざまなグループのボランティアの方が被災者の日常を支えてくださっています。ふだんからボランティア活動に携わっている人、また今回初めてという人までご苦労されています。こうした今回のことをきっかけに支え合いの社会をより目指すために、ボランティアポイントの創設を提案するものです。

群馬県では、介護施設でのボランティアに対してポイントをつけ、介護保険料に反映し、最高で保険料1カ月分に相当させる県有施設の入場料にも割引として使えるようにしたいという制度で、本年、平成23年後半から検討を始める（仮称）群馬はばたけ通帳というものです。吾妻広域、町独自の制度設計も必要となると思います。そこで、ボランティア活動の実践にポイントを付与し、ためたポイントを活用できるボランティアポイントの創設を提案します。

住民が支え合う協働の町をより啓発するための第一歩として、町でも群馬はばたけ通帳の準備をしていくべきだと思います。

次に、アドプト制度について質問いたします。

アドプトというのは、花の養子縁組という意味です。水仙街道や桜の名所、空き耕作地での花の栽培、公園など、花に対する住民の意識は高いものがあります。また、花を提供してくださる花の栽培農家や中之条高校があります。花壇を維持し植栽している人の心は、美しく咲く花と景観を見ての満足感と、これにかかわる人との和気あいあいの人間関係です。これを行政として、多くの人の手により町の美化が保たれていることを伝えるために、花の養

子縁組制度、アドプト制度を提案いたします。

毎年春から秋に咲く花の植栽に楽しみながらもご苦労されている団体を紹介する看板を掲げ顕彰することで、町民参加の美しい町づくりと子供たちに助け合いの地域づくりを伝えていくためにも取り入れたいものです。町長のお考えをお聞かせ願います。

○議長（菅谷光重君） 答弁願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 青柳議員のご質問にお答えをいたします。

3月11日発生をいたしました東日本大震災、これにかかります被災者、福島県南相馬市から東吾妻町では受け入れたわけでございます。当初3月16日から18日にかけて406名の方がいらっしゃったわけでございますけれども、現在はコニファーいわびつ、そして岩櫃ふれあいの郷に190名の方がいらっしゃる状況でございます。また、3月16日からこれまで、ボランティア活動を本当に多くの皆様にちょうだいをいたしましてありがとうございます。被災者の皆様、この東吾妻町においでになって、本当に町民の皆さんに感謝をしているところでございます。

それでは、ご質問の第1点目のボランティアポイント制度の導入についてでございます。

ボランティアポイント制度とは、対象年齢や対象活動が限られておらず、町民であれば誰でも参加でき、ボランティア活動を行った町民にはカードにスタンプを押す形で1回につき1ポイントを交付し、ポイントの数により施設の無料入場券であるとか活動認定証などを発行するというものであります。

この制度と同じ仕組みで、対象を介護分野に限ったものが介護支援ボランティア制度ということになります。この制度は65歳以上の方を対象に、介護施設などでボランティア活動を行った際にポイントが給付され、ためたポイントに応じて介護保険料等に充てることのできるというものでございます。全国で40市町村が実施をし、本県では桐生市が実施をしているところであります。またこのたび群馬県でもこうした制度を考えているということでございますけれども、介護施設等との協議が必要で大変に難しい制度であるとは思いますが、しかし、介護現場での人手不足が深刻な中、元気な高齢者が介護施設でボランティア活動を行うことにより、本人の健康増進や介護予防、社会参加や地域貢献を通じた生きがいづくりを促進する観点からも、今後の県の動向等を考慮し、事業が始まるにつましましては、おくれることなく実施ができるよう準備をしまいたいというふうに考えております。

次に、2点目の花植えボランティア団体の花壇にネームプレートをつける等についてでございますけれども、町内の多くの公共の場所で、ボランティアの皆さんによって花が植えられております。例えばJR群馬原町駅の南口や北口、原町新井のバイパスとの交差点、岩井親水公園、東中学校わきなど、まだまだほかにもさまざまな場所に花が植えられ、訪れた人の目を楽しませてくれております。地域の方々、老人会、あるいは小・中、高校生なども参加されていらっしゃるようです。花が植えられていることによって、ただ単にきれいというだけでなく、この地域の気配りまでも感じさせてくれるわけでございます。しかし、環境美化が実は多くの人たちによって支えられているということを私たちは見逃しやすいというふうに思っております。

そこで、議員ご指摘のとおり、団体のプレート等を設置することによって、町の環境美化が多くの人や団体によってなされていることがアピールできることを考えております。さらにそれがかかわっている方たちの励みにもつながるのではないかとというふうに思っております。町におきまして、できるだけの協力を行っていきたくと考えております。そして今後新たな制度を導入し、さらに多くの方や団体に参加をいただき、町が花でいっぱいになれば素晴らしいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（菅谷光重君） 10番、青柳議員。

○10番（青柳はるみ君） ありがとうございます。

ボランティアポイント、（仮称）群馬はばたけ通帳に対して、事業がどのくらいの期間で行われるかわかりません。この秋から具体的な検討に入るというお話でしたが、そのときにおくれることなく当町としても実施していきたくという町長のお話を聞きまして、前向きなお返事をいただいたと思っております。事業が始まったときにおくれることなく、その意図を酌んですぐ当町としてもボランティアを盛り上げるための施策ができればという思いで今から用意していただきたいと思っております。

また、アドプト制度ですが、今、町長のほうからうれしいお話がありました。多くの人たちによってきれいにされているこの地域を見忘れがちだというお話がありました。そこを検証して、当たり前にかきれいになっているのではない、皆さんの、いろんな方々の協力できれいになっているんだ、原町駅に企業の方がおりにきて、花がきれいだ、ここの地域の人たちは自然をととても大切にすし、優しい心を持っている、ここで事業を展開していきたくという企業の方もいたそうです。やはりただ花ではなく、そのように外へのアピールとしても、

町民の心をあらわすアピールとしても、とても大切な部分だと思います。だれがここをきれいにしているんだろうなということがあります。当たり前にかれいになっているのではないという、いろんな方の手が入っているんだよというのを子供たちにも伝えるために、できれば割合と大きなプレートになりますけれども、またおしゃれな形のものをしていただきたいと思います。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 青柳議員の日ごろからのボランティア、それから環境美化についてのご理解とご尽力に感謝を申し上げる次第でございます。

青柳議員のご指摘のように、やはりこの東吾妻町、花いっぱい周囲の環境が美化されることによって、この町のイメージをアップさせるということにもつながるわけでございます。これからも環境美化、花いっぱい運動につきましても、今後とも努力をしまいたいというふうに思っておるわけでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 10番、青柳議員。

○10番（青柳はるみ君） ありがとうございます。

今、震災の関係でボランティアという言葉がとても言われております。私も去る5月14日に福島県いわき市に土砂撤去の災害ボランティアに行ってみりましたが、特に海外の外国人が目立っておりました。ボランティアということを通して地域柄をつけていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

また、こうしたこの町政一般質問から発せられて実行されて2年たつ子育て広場とか8カ月たったブックスタート、新しい事業を立ち上げるのは、担当職員の方は大変だったでしょうが、そのシステムとか思いがボランティアの方に伝わったときに、町の方々の知恵と力はすばらしく、ここで発したときには考えもしなかったぐらい発展していただいております。本当に町の方々の知恵と力はすごい、すばらしいという思いがいっぱいです。町長には、協働の町をますます進めていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ブックスタートでありますとか子育て広場、この議会の質問から始まった事業でございます。特に子育て広場につきましては、現在ふれあいの郷が被災者の避難所になっている関係から、中央公民館に移ってやっておるわけでございますけれども、私も中央公民館に行った場合は必ず見るようにしております。いつも小さい子供を持つお母さん方、そして子供たちでにぎやかになっている状況でございます。本当にいい施設ができたな

というふうに思っております。今後もこういう施設は、やはり子供たちが一緒に遊ぶということよりも、小さい子供たちが一緒に遊ぶということも当然ですけれども、一緒についてくるお母さん方が子育てとか、そういう情報交換の場として非常に有効だなというふうに見ております。今後ともこういうものは何らかの形で続けていかなければならないというふうに見ておられるわけでございます。今後も皆様方のご協力、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 以上で青柳はるみ議員の質問を終わります。

◇ 金 澤 敏 君

○議長（菅谷光重君） 続いて、9番議員、金澤敏議員。

9番、金澤敏議員。

（9番 金澤 敏君 登壇）

○9番（金澤 敏君） では、通告要旨に従い、3点について私の一般質問を行わせていただきます。

まずは、3月11日に発生した東日本大震災は、死者・行方不明者を合わせ2万3,000人を超える未曾有の大災害になりました。東京電力福島第一原発の放射線事故が被害をより一層深刻なものにし、3カ月が経過した現在でも、9万人もの被災者が避難所などで厳しい生活を余儀なくされています。当町における南相馬市の方々も、本来の生活からはほど遠い生活を余儀なくされている、そう聞いております。

このことを受けて質問をしてみたいです。

まず第1問目ですが、一般的には群馬県は地震が起きにくいと言われております。しかし県内には6つの活断層が確認されていて、特に活動度が高く規模の大きな活断層として、埼玉県から群馬県にまたがる関東平野北西縁断層帯があります。最北端は榛名町、倉渕村あたりまで達していると聞いております。この断層帯は、今後30年以内にマグニチュード8程度の地震が発生することが想定されております。当町がその断層帯の上になくても、もし起これば影響は大きいのではないかと考えられます。

当町は、平成19年12月に東吾妻町地域防災計画・震災対策計画を制定したわけですが、今回の東日本大震災を受けて、見直しや補強等を行う考えはあるのか伺います。あわせて、避難場所になる学校や公共施設等の耐震化の進捗状況やスピードアップの考えについても伺

います。

2問目ですが、福島第一原発事故を受けて、関東全域でも放射能汚染が危惧されています。福島県の飯館村や伊達市の一部でも、15日の爆発で北西方向に風が吹いていたことにより、北西30キロから40キロにあるそれらの地域の山沿いに放射線が滞留し、雨に含まれて地表に降り注いで汚染されたと言われております。結局避難勧告が出され、全村計画的避難地域として、全村で避難しなくてはならなくなりました。この例でもわかるように、風は平野部を吹き抜け、山間部で行き先を遮られ、その場所で汚染を広げるとのことです。関東地方でも三国山脈が壁のように後ろに控えていて、利根や吾妻地域は危険だと指摘する学者もいます。その論を受けて、これから夏に向けプール等の行事があることから、当町はどうするんだと質問しようと質問趣旨書に書いたわけですが、事態はどんどん進んで、先日の新聞報道で県がプールの検査を実施するとの報道がありました。6月9日付では公私立保育所、公私立幼稚園等約540カ所の放射線を県が測定することや、昨日の報道では、みどり市が市内の全幼・小・中、保育所28校に携帯型測定器を設置するとの報道がありました。

県のホームページを見ても、やはり山間地域が高い数値が出ております。このようなことを考えれば、当町でも子供たちの安心・安全を考え、簡易的放射線測定器、サーベイメーターを設置し、町が真剣に取り組む姿勢を示す必要があるのではないかと思います。町長の考えを伺います。

3問目として、東京電力は、この夏の電力不足を予想して、再度計画停電を実施するようです。当町は、事故直後行われた計画停電では地域外として停電はありませんでしたが、先ごろ発表された資料では計画停電地域に入っていました。質問通告書を提出した時点では計画停電はないものとして考えていましたから、停電がなくても節電に関してはしっかりと取り組むべきだと感じて質問しようとしたわけですが、節電については、東電は一般的な目標として、昨年比15%の節電を求めているわけですが、当町の庁舎や公共施設などでは今まで以上の節電の意識が求められます。

そこで、当町の節電目標をしっかりと計画する必要があると思いますが、この計画があるのか、あるとすれば、その計画全体を示していただきたいと思います。

以上3点について質問いたします。再質問は自席で行わせていただきます。

○議長（菅谷光重君） 答弁願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 金澤議員のご質問に対しまして、お答えを申し上げます。

1点目の東日本大震災を受けた防災計画の見直しについてですが、町の防災対策につきましては、東吾妻町地域防災計画に基づき対応しておりますが、この計画は基本的に風水害や土砂災害等を想定した防災計画と大地震を想定した震災計画の2編から構成をされております。今回の震災に関係いたします震災対応計画につきましては、平成7年の阪神・淡路大震災を教訓として、全体的な防災対策の必要性から、各自治体での役割や責任、対応方法などを決めたものでございます。

現在の東吾妻町震災対策計画は、旧東村と旧吾妻町それぞれに策定したものを参考に、合併後、群馬県の指導をいただきながら、国・県、警察、消防などを構成員とした東吾妻町防災会議で作成したものでございます。計画の基本的な内容は、1として、町はもとより、町民が日ごろからの準備をどう進めるかといった予防、2として、そのために通信手段、避難地、緊急交通網などをどう進めるのかという施設整備、3として、いざ発生した場合の職員の初動態勢、情報収集、避難や救助のあり方、ライフラインの確保などの応急対策、4として、復旧・復興に向けた支援のあり方などで構成をされております。

今回の東日本大震災は、大地震、その後の津波、さらに原子力発電所に伴う放射能災害という日本がこれまでに経験したことのない大災害であり、まずは被災された現地の復興をいかに早く進めるか、そのために当町として何ができるかということが大事だと考えております。同時に、議員ご指摘のとおり、町の防災対策をしっかりと構築し、そのために防災計画を見直し、災害に対し、より強固なものにしていくことが重要であると考えております。ただし、さきにも申し上げましたとおり、現在の防災計画は、国・県の防災計画や関係機関とも密接に関係してくることから、今回の震災を教訓として、国・県の対応と連携を図り、状況を見ながら見直し、補強してまいりたいというふうに考えております。

次に、避難場所に指定している学校、公共施設の耐震化でございますが、当町は小・中学校、幼稚園、公民館、保育所など全部で26カ所の公共施設を避難所として指定しておりますが、そのうち昭和57年の新耐震基準を満たしていないものも多くございます。学校関係につきましては、震災の発生にかかわらず、現在、教育委員会において計画的に開始をしているところでございます。その耐震改修の加速及び公民館、保育所につきましては、早急に耐震改修をすることが好ましいと思われまます。しかし一方、耐震改修工事には多額な費用がかかることもあります。現在の財政状況等を考慮しながら早目早目の対応をしてまいりたいというふうに考えております。

2点目の小・中学校や幼稚園、保育園の現場での放射線に対する対応ですが、幼児、児童・生徒、保護者及び教職員の不安感を解消するため、県の子育て支援課及びスポーツ健康課による空間放射線量の測定を町内の各保育所、幼稚園、小・中学校において、6月13日から22日に予定しております。また、5月27日より各教育事務所ごとに1カ所、毎週火曜日と金曜日の2回測定し、県のホームページで公表しておりますし、プールについても測定を行っております。これらの測定値が想定を超える場合には、簡易的放射線測定器、サーベイメーターの設置を含めて対策を講じる必要があると考えております。

3点目の節電の数値目標を立てる計画ですが、東京電力では、計画停電を今後は原則として実施しない方針にすると発表しました。政府は、大幅な電力不足が見込まれる夏も、原則不実施方針を掲げ、今後も節電への協力を呼びかけ、大口需要家は25%程度、小口需要家は20%程度の抑制を求め、営業時間の短縮、シフトや夏期休業の分散化など具体的な取り組みを策定して実行するよう要請し、一般家庭には15から20%の抑制を求めています。しかし、突発的な需要の増大でやむを得ず計画停電を実施することもあり得るとしてあります。

今月の9日、東電よりその発表があり、これまで対象外であった東吾妻町ほか8市町村が第1グループに加わりました。東吾妻町では、毎戸にチラシを配布して節電を呼びかけます。庁舎内においては、蛍光灯の間引き、緑のカーテン、冷暖房の控え目運転、パソコンのモニタースイッチ切断など、取り組みを進めているところでございます。

次に、議員質問のCO₂削減につきましては、町では実行委員会組織をつくり、平成20年3月に東吾妻町地球温暖化防止実行計画を策定いたしました。町の事務及び事業に伴う温室効果ガスの排出抑制を行うことにより、地球温暖化対策の増進を図ることを目的といたしました。平成20年度から平成25年度までの5年間を対象期間といたします。基準年度を平成18年度と定め、排出係数は政令によるものとしてあります。平成18年度は4,157二酸化炭素トンを基準とし、平成20年度から毎年1%ずつ減少し、平成24年度で平成18年度比マイナス5%とするものでございます。目標値は3,950二酸化炭素トンでございます。平成21年度では1.9%減と、目標の2.0%に近づいた数値となりました。今後も町の施設において節電、燃料の使用料の抑制を図るとともに、予算の許せる範囲で蛍光灯等をエネルギー効率のよい製品にかえ、さらなる温室効果ガス排出削減の目標達成に向け努力をしまいたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（菅谷光重君） ここで、途中でございますが、休憩をとります。

再開を2時10分といたします。

(午後 2時03分)

○議長（菅谷光重君） ただいまより再開をいたします。

(午後 2時10分)

○議長（菅谷光重君） 9番、金澤議員。

○9番（金澤 敏君） 防災計画、震災計画のほうのことでちょっとお伺いしますが、この震災対策計画の中に、第3章で整備計画というものがあります。この整備計画についての進捗状況等をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 第3章、地震防災施設等整備計画でございます。

この内容につきましては、防災業務施設の整備、例えば消防用施設の整備です。消防ポンプ車とかそういう機材の整備、それからそういう機材の備蓄倉庫、防災関係の通信施設整備というふうなものでございます。また、災害時の避難場所、避難経路の整備等でございます。また、第3として、緊急交通路の整備ということで、ヘリポートですとか、特に急を要する場合の道路の開設とかそういう面でございます。そのようなことで計画をされておるわけでございます。これにつきましては、それぞれのその事業の具体的な事業の担当課におきまして、事業に絡めたもので国の補助、県の補助等を生かしながら整備を進めているわけでございます。

進捗状況につきましては、おおむね良好に進んでおりますけれども、具体的に何%程度という数字はちょっとはじき出せないのが現状でございます。よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 9番、金澤議員。

○9番（金澤 敏君） 進捗状況が今何%かわからないということなんですけれども、こういう問題については毎年毎年その進捗状況というものを出して、今この段階だということを常に把握して、当然計画ですから、それに向かって進めるべきだと思います。いろいろな事案を見ていると、その計画はつくったんだけど、つくって、ほっとしてそのままとまっ

ているというようなことがあると思いますので、こんな立派な、これは当然ひな型が県や国からあつてつくった整備計画なんでしょうけれども、これをしっかりと、計画をつくっただけでそれで眠らせておくんじゃなく、進めるんだと、そのような気概を示していただきたいと思えますけれども、一言お願いします。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、各整備事業がそれぞれの各部署、課に飛んでおりまして、それぞれ整備をしているところでございます。例えば医療にかかわるドクターヘリのヘリポートを供用しているというふうなことでございまして、そのようなことから、その進捗状況をはっきりとつかみづらいというところはありますけれども、議員ご指摘のように、今後はそういうふうな進捗状況を把握できるような組み立てをしっかりとしていきたいというふうに思っております。

○議長（菅谷光重君） 9番、金澤議員。

○9番（金澤 敏君） それでは、放射線のことについてちょっとお伺いしますけれども、山沿いのほうに放射線が高いということは当然町長も理解していると思います。前橋市とか高崎市のほうの数値を見ると、実際低いです。この吾妻の中でも暮坂峠や、利根のほうでは川場村あたりが非常に高い数字が出ています。それで、その低い前橋市で、水質浄化センターの汚泥からセシウムが4万1,000ベクレルの数値が出てしまったということで、今、保管してあるんですけれども、処分がまだ決まらなくてどうしようということだそうでございます。汚泥ですから確かに濃縮されているとは思いますが、低いと言われている前橋でこれだけの数値が出ているということは認識なさっていたでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 存じております。

○議長（菅谷光重君） 9番、金澤議員。

○9番（金澤 敏君） では、ちょっと視点を変えてですけれども、当町のプール、夏に行われますけれども、この清掃に関してはどのような清掃を行ったか、ちょっとお聞かせください。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、プールシーズンが終わった後、あるいはプールシーズンが始まる前、それぞれの学校で清掃している状況にあるというふうに思います。ですから、教育委員会が直接手を下しているということはございませんので、その内容は、詳

細はちょっとわかりません。

○議長（菅谷光重君） 教育長。

○教育長（高橋啓一君） 学校のプールの清掃につきましては、先ほど町長が申されたとおり各学校で清掃を行っております。ということでありますので、例年と同じく今年度につきましても清掃を行いまして、もう学校によっては水の調整をして張り始めているということでございます。

○議長（菅谷光重君） 9番、金澤議員。

○9番（金澤 敏君） もう済んでしまったことだということだと思いますけれども、表面のプールの水をはかったとしても、数値は高く出なくても、底にたまっているよどんだ汚れ、この中にたまっていたという、高い数値があったという危険性はあったんです。それはもう済んでしまったことですから仕方がないことかもしれませんけれども、そのような危険性が山沿いにあると。数値が高いというようなことがあるということを加味して、しっかりとそれを認識していたならば、その清掃に関してもちょっと待てというような声が出たのではないかと思いますけれども、その辺の認識はなかったかどうか伺いたいと思います。

○議長（菅谷光重君） 教育長。

○教育長（高橋啓一君） その辺の認識はございませんでした。当町につきましては、町の上水道のものを使用しております、上水道のほうにつきましては、特に検査をして結果が出ておりますので、そのような認識は持っておりませんでしたので、よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 9番、金澤議員。

○9番（金澤 敏君） そうですね、もう済んでしまったことですから、そのようなことだと思います。

ただ、今後このような事故は起こらないとは思いますが、やっぱり県や国からの指示が来るまで、ただ漠然と待っているのではなく、自分たちが危険なんではないかという想像力を働かせて動いてもらいたいと思います。

なぜそんなことを言うかといいますと、もう東京都内とか、この地域でもそうなんですけれども、危険だと感じているお母さん方がみずからサーベイメーターを手に入れて常にはかっているということがあります。そのくらいこの放射線に関しては、特に小さい子供たちに対しては危険性があるということをおっしゃっております。なぜ子供たちが危険性があるのかということをおっしゃる、認識していらっしゃるのでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、ヨウ素が特に子供たちには悪い影響を与えると
いうことでございます。その点は認識しております。

○議長（菅谷光重君） 9番、金澤議員。

○9番（金澤 敏君） どうヨウ素が子供たちに影響するんだということ、そののところをつ
かんでいますかという質問だったんですけれども。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 放射線を含んだヨウ素が体内に入りますと、発がんの危険性があると
いうことでございます。

○議長（菅谷光重君） 9番、金澤議員。

○9番（金澤 敏君） その答えでは大人でも同じじゃないですか。子供と大人がどう違うか
ということをつかんでいるかどうかということをお聞きしているんですけれども。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、特に子供さんの場合にはヨウ素をのどの部分に、
そこへたまる部分があります。それが放射性の入ったヨウ素が入りますと、吸収をしてしま
うということでございますので、それが悪い影響を及ぼすということでございます。資料が
ございませんので、はっきり明確な言葉でご説明できませんが、そのようなところでござい
ます。すみませんでした、甲状腺ですね。

○議長（菅谷光重君） 9番、金澤議員。

○9番（金澤 敏君） 私が調べた内容とは若干違っています。なぜかといいますと、細胞が
未分化な者ほど、あと細胞分裂が盛んな者ほど、そして細胞の一生のうち分裂期が長い者ほ
ど影響を受けるんだと。これが放射線感受性という言葉であるそうです。もう大人は、それ
は大人だって細胞ができて死んでいきます。だけれども、子供のほうがそれがすごい盛んに
行われている時期なんだと。そこに放射線が当たると異常を来す。それがいつか、時間がた
つことによってがんになるということがあるから気をつけなさいよということなんです。そ
の辺をやっぱりしっかり認識してもらって、今後の対応を考えていってもらいたいと私は思
うわけなんですけれども、今の説明。

もう一つあります。子供たちに影響があるので、よほど注意してほしいということ。それ
は、遺伝的な影響があるということです。細胞には体細胞と生殖細胞という細胞があって、
大人たちは子供をそれなりに、ある程度子供たちを育てる段階になっていて、もうこれから

子供たちをつくるという段階が終わっています。子供たちはこれから結婚して子供をもうけていくという段階に入っていくわけです。ですから放射線が子供たちの体に入ったり当たったりすることが危険なんだということを言われているわけです。その辺も大人と子供の違いということをしかりと認識した上でこれからの対応をしていっていただきたいんですけども、その辺についてのご意見を伺います。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ご指摘をいただきました点ですが、今後も教育委員会等ともその点につきまして、医学的、健康的な面から調査を進めまして考えていきたいというふうに思っております。

○議長（菅谷光重君） 9番、金澤議員。

○9番（金澤 敏君） あと、じゃ3問目として行いました節電に関してなんでありますけれども、町長は何点かこういうことをして節電に取り組んでいますよというような例を幾つか出していただきました。でも、数値としてしっかりと出すと、こういう方向性は持っていないのでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） その点につきましては、担当課の町民課の方で現在計算、検討中でございますので、終了しますれば数字が出てまいるというふうに思っております。

○議長（菅谷光重君） 9番、金澤議員。

○9番（金澤 敏君） では、数値が出たら知らせていただきたいと思います。できれば15%クリアし、20%に近いような数値が出ることを望んでおります。

関連してですけれども、南相馬市と杉並区が防災都市協定を結んでいたということを聞いております。この東吾妻町は杉並区とは友好都市としての協定を結んでいるとは思いますが、このように防災協定的なものを結んでいる他町村はあるのでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 暫時休憩をとらせていただきます。

（午後 2時28分）

○議長（菅谷光重君） 再開をいたします。

（午後 2時29分）

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） お尋ねの点でございますが、防災協定を結んでおりますのは杉並区と東吾妻町のみでございます。東吾妻町としては杉並区とだけでございます。

○議長（菅谷光重君） 9番、金澤議員。

○9番（金澤 敏君） 通告書に書いていなかったんで申しわけないんですけども、防災協定を杉並区とも結んでいるんですね。その辺もう一度確認なんですけれども。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そのとおりです。

○議長（菅谷光重君） 9番、金澤議員。

○9番（金澤 敏君） 何でこのようなことを質問したかといえば、やっぱり南相馬市が杉並区を通じてなんですけれども、幾つかの都市に、杉並の友好都市としてそこに移って、被災者として生活を送っているということがありますので、もしこの町で、あってはならないことですが、そのような事態になったときに、杉並区以外にもそういう防災協定を結ぶような都市があるのかどうかということをお聞きしたかったわけです。今後そのようなことを考えていく気持ちはおありでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 現在のところ、東吾妻町としてお相手を探しているという状況にはございません。ただ、非公式に首都圏の中、基礎自治体からそのようなことが、何という表現で言いましょうか、聞かれているようなことでございます。今回の杉並区を中心としたものにつきましては、自治体スクラム支援会議というものを構築をいたしまして、杉並区、南相馬市、小千谷市、それから北海道の名寄、それから東吾妻町という構成でやっておるわけでございます。一応ご参考までにお知らせをいたします。

以上でございます。

○議長（菅谷光重君） 9番、金澤議員。

○9番（金澤 敏君） そういうことで、今は考えていないんだということをお聞きしましたが、そういうことも今後考える必要があるのかなということをお聞きしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（菅谷光重君） 以上で金澤敏議員の質問を終わります。

◇ 一 場 明 夫 君

○議長（菅谷光重君） 続いて、13番議員、一場明夫議員、お願いします。

13番。

（13番 一場明夫君 登壇）

○13番（一場明夫君） それでは、最後になりますけれども、一般質問をさせていただきます。

今回は3点について、町長の考え方を伺いたします。できるだけ明確に答弁くださるようお願いいたします。

最初に、群馬デスティネーションキャンペーンを契機とした観光振興や地域活性化について伺います。

大型観光キャンペーン、通称群馬DCがJRとタイアップして、ことしの7月から9月にかけて実施されることになり、当町でもこれに対応するために今年度750万円程度の予算措置がなされています。その内容は、観光用看板設置、観光施設の駐車場整備、ボランティアガイドの養成、農業や自然体験の支援、のぼり旗やプランターの設置、記念グッズの配布、さらに婦人会等による盆踊り大会開催などとなっているようです。しかし、関係機関や団体との事前の協議調整がしっかりなされていなかったせいか、予算はもとより、推進体制も決して十分とは言えないように感じられます。この企画は、DCを契機に、いかに町内の観光産業を中心にした産業振興や地域活性化が図っていけるかが大きなポイントになります。

ところが、事業内容は単発的で、町としての方向性や計画性が感じられず、とりあえず何とかDCに参加している感が否めず、せっかくのチャンスもこのままでは一過性のイベントで終わってしまいかねません。これからDC期間中、さらに何か新しい企画を実施するのは難しいとは思いますが、このDCを契機にして、町としてしっかりとした観光戦略を立て、それを計画的に実行するために観光協会等との各種団体や民間企業、さらに地域住民を巻き込んだ体制づくりを進めることが大切ではないでしょうか。私は、厳しい財政状況の中ではありますが、このチャンスを生かし、町として観光振興や地域活性化のために多少のリスクは覚悟してチャレンジしていかななくては、観光分野の未来は開けないのではないかと感じて

おります。

町内には浅間隠温泉郷や須賀尾宿周辺を初め、今後観光拠点として発展する可能性がある観光資源が幾つかあります。ついてはこの機会にB級グルメの開発や道の駅整備などとあわせて、町としての観光振興や地域活性化のための基本プランを立て、推進体制を含めハード、ソフト両面からの整備を図っていくべきだと思いますが、町長の考えをお聞かせください。

次に、東日本大震災に伴う企業等への支援について伺います。

新聞報道によると、3月11日に発生した東日本大震災に伴い、きのう現在で亡くなられた方が1万5,429人、行方不明の方が7,781人、避難生活を送られている方が8万3,951人となっております。亡くなられた方々に対し心からお悔やみを申し上げますとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げます。

当町でも杉並区と協力する中、福島県南相馬市などからの避難住民の方々412人を全国に先駆け受け入れ、現在でも190人ほどの方々を支援しているところです。大津波の被害を受け、福島第一原子力発電所の深刻な事故が発生した影響で、先が見えない避難所生活を余儀なくされていますが、受け入れたからには最後まできちっと支援をすることが責務ですので、町民の皆さんの協力をいただきながら、町も議会も連携してしっかり対応していかなければなりません。

町としては、このように避難者に対してはできる限りの支援を続けておりますが、震災の発生に伴い、電力産業関係を初めとして、自粛ムードや風評被害等により大きな影響を受けていると思われる企業等への支援策は打ち出されておられません。放射性物質の影響による被害を受けた農業分野については賠償を求める方向で動き始めているようですが、こうした企業等に対する補償はとても受けられそうにないのが現実です。バブル経済の崩壊に続きリーマンショックによる経済危機をようやく乗り越えたやさき、今回の未曾有の大震災により、一時の危機的状況は脱したものの、電力産業関係や観光産業関連企業を中心に、資金繰りはもとより雇用の確保が厳しい状況にあるという情報も聞いています。

また、今後数年間は被災地復興のために国の予算が多額に投入されることは必至です。そうすると被災地以外の地域に対する補助金や交付税の圧縮も心配され、公共事業等への予算削減を余儀なくされることになれば、いろいろな産業が影響を受けることが想定されます。町では最近小口資金の利子補給率を50%から75%にしたと聞きましたが、現在この町には産業振興の立場から、災害に伴う企業等への支援体制は確立されていません。まず早急に町内の実態を把握して、必要なら時限的な特別融資制度の創設、運転資金を借り入れた場合の

利子補給、さらに過去の借り入れ等の返済猶予や借りかえなど、町としてできる支援をしていく考えはないでしょうか。

また、この機会に町内の経済活動活性化のために、町として積極的に町内企業等への受注機会の拡大を図る方策を講じることも企業等への効果的な支援策だと思いますが、町長の考えはどうでしょうか。

さらに、この夏は電力不足により民間の企業や、家庭においても15%程度の節電を求められることが想定されます。町では、現在ソーラー発電普及のための補助事業に取り組んでいますが、この機会に企業や家庭で操業体制の工夫やLED電球に交換するなど、節電対策を講じたり、県が取り組みを始めた緑のカーテン事業等を町として取り組むことも必要ではないでしょうか。企業や家庭での省エネ対策につながると同時に、経済活動の拡大、さらには将来的なエネルギー政策上からも大きな効果が期待できるものと思われま

す。今回の大震災のように、企業努力だけではどうにもならない災害等に対しては、国任せではなく、町として産業振興を図り、企業の倒産を防止して雇用の場を確保する上でも、いろいろな観点から支援対策を講じることも必要だと思いますが、町長の考えをお聞かせください。

最後に、当面の八ッ場ダム対策についてお伺いします。

町として、八ッ場ダム対策は建設課において、現在町内で実施されているダム関連事業への対応や地域との協議等はしているものの、肝心の本体工事建設中止や工事がストップしている事業についての対応は、昨年12月に国土交通大臣に要望書を提出したままになっています。議会の八ッ場ダム対策特別委員会は、1年以上の歳月を費やし、まとめた検証結果はもとより、議会や各地区ダム対策協議会等のダム建設中止を認めない決議がなされていることは、国の都合で中止することはできない状況になっていることは明白です。国は、秋までに八ッ場ダムの建設について検証結果を出すことになっていますが、町としては対応で後手を踏まないためにも、国の検証結果が出される前に、ダム建設はもとより、町内で約束した事業の実施に対し、国から確約をとる努力をする必要があるものと思われま

す。そのためには、町が中心になって早急に当面の対策を協議し、必要な行動をしていくべきと思いますが、町長の考えをお聞かせください。

以上、3点について答弁を願います。

○議長（菅谷光重君） 答弁願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 一場議員の質問に対してお答えをいたします。

1点目の群馬DCを契機にした観光振興や地域活性化についてでございますが、町では群馬DCに合わせて今年度予算を組みましたけれども、その内容は、ハード面では滝ノ沢駐車場の整備、須賀尾宿や岩井親水公園の看板設置、矢倉鳥頭神社の臨時駐車場の整備などが主なものでございます。ソフト面では記念グッズの作成、JR各駅や観光スポットへの花を植えたプランターの設置、のぼり旗を作成し、公共施設や温泉宿の玄関に立てていただく予定でございます。また、以前より懸案だったボランティアガイドの組織ができ、少人数でございますけれども、観光客に町の魅力をPRすることができるかと期待をしております。1年を通して農業体験、ハイキング、地域の伝統文化に触れたり、グラウンドゴルフや温泉入浴、自然体験ツアーなどの企画がありますが、町ができる応援をしていきたいと考えております。お盆の時期には婦人会、商工会、あるいは地域の協力を得ながら、盆踊り大会を開催をする予定でございます。

ただし、ソフト事業を行うには、多くの方の協力が必要なことから、一朝一夕にできるものではありません。先を読んだ長期的な取り組みが必要と考えております。今後、町のどのエリアをPRしていくか、アピールしていくか、ある程度知名度がある吾妻溪谷を中心とした地域、岩櫃山、箱島の湧水がメインになりますが、そのほかにも岩井親水公園のエリア、浅間隠温泉郷と須賀尾宿、大戸宿などの観光客に喜んでいただけるところはたくさんあると考えております。

観光振興につきましては、観光地への道路整備や鉄道駅から2次交通のアクセス網の整備が必要となります。また、岩櫃城を初めとした歴史・文化と農業自然体験などと結びつけた観光の重層化という形を確立していかなければならないというふうに考えております。群馬DCはあくまでもきっかけであり、これを契機に地域や関係者と連携する形で、町の観光の推進計画を図っていききたいと考えております。

2点目の東日本大震災に伴う企業等への支援でございますけれども、国内経済の低迷により中小企業の経営環境が厳しい中、3月11日の東日本大震災により、さらに悪化している業種が多数ございます。商工業経営振興資金利子補給事業において、本来の小口運転資金の利子補給率24.24%、運転資金の48.48%を時限的に50%に引き上げておりますけれども、依然として経済の回復がなされず、震災により一層中小企業者は経営悪化の状況にあります。そこで、町小口資金融資促進条例に定める融資を受けたものに限り75%に引き上げる改正を

行い、中小企業者の支援の一端にしていきたいと考えております。

また、夏に向けて各家庭でも節電が求められておりますけれども、照明をLEDに交換することは効果的な取り組みの一つと考えております。町では、住宅新築・改修等補助金交付制度があり、住宅改修の中でLED照明に交換していただければ該当になりますので、大いにこの補助金を利用していただきたいと思います。

3点目の当面の八ッ場ダム対策についてですが、ご指摘のとおり、議会ダム特委員会で約1年半にわたり中止問題の検証をしていただき、昨年12月に報告書をまとめ、国交大臣あてに報告書と議会議長及び町長連名で要望書を提出をいたしました。この間、東日本大震災発生による政府及び国土交通省の震災対応もあり、関係自治体による検討の場、幹事会が3カ月の間空白状況となり、検証結果、公表時期も心配していましたが、第5回幹事会が先月開催をされ、結果の時期も変わりなく、また先日基本高水についても報告されております。幹事会の中身は不満の点多々ありますが、群馬県も国に対し早期の結論をとの申し入れをしております。

生活再建事業で、岩島地区では国道、県道それぞれ暫定的に供用され、おこなっているJR線についてもつい先日、用地についてほぼ準備ができたという状況になり、今後の進捗に大きな影響を与えるものと思っております。大柏木地区の状況につきましても、どの結果が出されても地元の皆さんとの協議が必要と考えていると口頭でお話を伺っていますが、検証結果が出るまでは本体関連工事について確約することはできないとも伺っています。今後は、検証作業の経過を注視しながら、群馬県と連携し、より早い検証結果公表とダム本体建設着工を働きかけていくことを国交工事事務所及び県特ダム課対策事務所と十分調整し、迅速な情報収集を行い、必要な時期に必要な申し入れ等ができる体制を整え、迅速に行動が起こせるよう対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 答弁いただきました。

何点かちょっと再度確認をしたいと思いますが、まずDC関係ですけれども、町ができる応援はするんだというお話でしたけれども、この町の観光振興という意味でいきますと、産業課の中に商工観光担当がいます、そういったものを中心に図っているんだと思いますが、応援するという感覚で観光振興が図れるかということ、非常に厳しい部分があるのかな、そんな感じがしています。特に今回DCに対して予算を組みましたけれども、町がどう

いうビジョ的なものを持って、その観光客の増をことしのDCでどのくらいの目標をアップしていくんだというようなものを持ってやられたんですか、それがあったらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 観光客の増につきましては、群馬県が5%増という計画を示しておりますので、それに準じた計画であるというふうに考えてもらって結構でございます。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） そうしますと、今回750万円ほどの予算を組んで町が取り組むという話ですけれども、5%増は見込めるという状況で判断しているということでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） それにつきましては、その目標に向かってさまざまなボランティアガイドの活躍等を促しながら確保していきたいと思っております。特に、前にも申しましたように、DCは一つのきっかけでございます、このDC以後もそのような投資効果があらわれてくるというふうに思っております。そういう方向で今後も努力してまいりたいというふうに思っております。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） DCを契機にしてというのは私も同じ考え方です。ですからそれはぜひ取り組んでいただくのがいいと思います。町は、今までなかなか観光については手がつかなかったような部分がありますので、これは大きなチャンスだと思っております。一つの例として、浅間隠温泉郷や須賀尾宿の周辺の話が出ましたけれども、いろいろな温泉郷だとか須賀尾宿、浅間隠山、棚田みたいな雰囲気を持つ中山間地の田園風景みたいなもの、そういった意味を考えると、非常にいい資源を持っているんだと思います。年間多分6万人を超える観光客がそこには入っているんだと思います。

ただ、それに関連して、特急だとか路線バスのアクセス、これは全く不十分。それと、温泉郷に対して路線バスの経路になっていますけれども、大型バスの進入には支障があるような町道、また国道406号線は向こうに大型が通行できない。駐車場は整備してもトイレは整備しない。散策コースだとかパンフレットというのができていない。いろいろなものを見ると、やはり何ていうんですか、余りにも言っているだけで、その対応がもう後手を踏んでいるというような、そういう雰囲気が強いわけです。

町長が今言ったように、これを契機に、例えば今回あそこの道路の整備の陳情が出て採択

されましたけれども、早急にそういったものの対応をしていくという中で、ここ数年のうちにしっかりそういった対応を組んでいきますよと、そういうプランをつくりますよという考え方を持っているというふうに聞こえましたけれども、そういうふうにとらえてよろしいですか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 先日、須賀尾の町道の件でございますけれども、これはD C間近になってというふうなことではございませんで、あそこについては長年の懸案でございまして、用地的な問題も、地元の協力等が得られなかったということもございますので、ここに来て大変熱心に働きをかけていただく方もいらっしゃって実現になったということでございまして、非常にありがたく思っておるわけでございます。

やはり、今後観光につきましては、このD Cをきっかけとして、あらゆるものを整備、これから逐次しながら東吾妻町の観光というものを振興していきたいというふうに思っております。特に、委員会のほうでもちょっと触れましたけれども、マウンテンバイク、自転車でございますけれども、このマウンテンバイクにつきましては、森林の中を走って楽しむという愛好家がかなり全国にもいらっしゃるといってございまして、ですから、舗装道路を走るということは余り好きじゃないと。ダートの、例えば林道を、ある程度3メートルとか広い林道でなくて、山へ行く本当に細い道に乗って楽しむ、そういうのが主でございまして、そういうことになれば、施設整備的な費用も余りかからずということになります。そして、そういう自転車を小さく畳んで電車に乗って駅でおりて、そこから山の中に入っていくという行動もとれるわけでございまして、そのような面からも、J R線の利用につきましても効果もあるというふうに考えております。

これにつきましては、森林の葉が余り茂っていると、その見通しがなかなかできないので、危険というふうなこともありますので、D C期間をちょっと外れますけれども、そのようなことで東吾妻町がマウンテンバイクの一つの拠点となるようなことを考えていきたいと思っております。特に、今お話に出た須賀尾ですとか、それに近隣の森林地域が適しているのではないかというふうなことも考えられますので、そのようなことから、現在産業課のほうで検討、推進をしているところでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。幾つかほかにもいいところがあるんだという話もありました。

特に特急の関係を言えば、ここをJRで通っていますけれども、うちの町だけ3時ごろとまらない、うちの町の中の駅にはとまらない、走っているんだけど全くとまらない。これが現実であります。そういった意味では、町の商工観光担当、産業課12名中直接担当が2名だというふうに聞いていますけれども、それらとあわせて、また観光協会との連携、婦人会のそのイベントの支援体制等のそういう商工会ですか、そういった団体との支援体制、こういったものの整備は、やっぱり整理というんですか、非常に急務だと思います。

特に、町長がそれを要するにみずから中心になってやるんだという姿勢、これが必要なんだと思います。よく県知事がどこかへトップセールスに行くなんていう話がありますけれども、特急の問題を含めて、そういったものは、応援するんだよというんじゃなくて、みずからやるぐらいの姿勢をぜひ示してもらいたいと思いますけれども、それについて最後にちょっと、DCの関係についてはお答えいただきたいと思います。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） みずから出かけてやるんだよという姿勢を見せろということでございます。これにつきましては、当初から私も心がけておりまして、さまざまな行事に出かけていっておるわけでございます。また、日曜の朝10時からふれあい市がございまして、1周年を迎えて、先日また開いていただきました。場所も大変に広い地域で、お店もふえてまいりまして、それに伴ってお客さんもふえているという状況でございます。そこにも常に、私は時間があるときは必ず出かけていって、町民の皆さんとお話をしたり、買い物をしたりということをしておるわけでございます。

常にそういう姿勢というものを私も大事にして、これからもDC、それから観光につきましても取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） なるべく早く終わらせますので、次にいきましょう。

わかりました。町長の行動に期待したいと思います。

震災関係、これについて何点かちょっと確認しておきます。

先ほど幾つか言いましたけれども、非常に企業業績が悪くて、もう借りられるかどうかというところへまたこれが来たわけです。そういった意味でいくと、その辺のところを本当に苦慮している企業が多分出てきている可能性があるんです。そうすると、やはり実態をきっちり把握していただいて、必要に応じて、先ほど言ったような支援ができるようなものをち

よっと検討していただくということが大切かなと思います。

昨年ひょう害があつて、エリアが少ないがゆえに本当にリンゴが全滅して、全くその補償みたいなものが受けられなかったというようなことがありますけれども、これらについては産業課長が今取り組んでくれているようですけれども、やはり災害に対してのサポート体制、これは常日ごろ考えていくことが必要なんだと思います。町長としてその辺のところを踏まえて、そういうものを必要に応じてつくる、検討するというような話の答弁がいただければと思っていたんですけれども、その辺が具体的にちょっと欠けていたので、お願いしたいと思います。

それと、やはりちょうどいい機会なんで、町内の受注機会の拡大、そういったこともぜひ取り組んでいただきたいと思います。

また、さっき言った節電対策、こういった面についてもぜひとも考えていただければというふうに思っています。もう一度その辺について答弁をお願いできますか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） このようなご質問をいただきますと、本当にこの産業課の意思、仕事というのが非常に大切で重要であるというふうに感じておるわけでございます。これからも産業課長を筆頭に我々も一緒になって、そういう企業に対する支援体制、そういうものについて研究していきたいというふうに思います。また実際の状況というものも調べていきたいというふうに思っております。

常に町民の目線で、町民の皆さんが今後明るい生活ができるような、そういうまちづくりを目指しているのが町政でございますので、今後も、いずれにいたしましても前向きに取り組んでいきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 1年、2年たってみたら町一の企業が幾つも倒産していたというようなことのないような、少し支援体制を考えていただくことが大切だと思います。実際に企業は非常に厳しい、これが現実だと思います。その辺のところを、企業だから企業努力でという話もあるんですが、それだけでは済まないと思います。よろしく願いしたいと思います。

最後に、ダム関係ですけれども、これについてはこれからの動向を見ながらということですが、少なくとも今まで町としてきちっとした検証結果をもとに努力してきたわけですから、そういったものを踏まえて、どちらかという、やはり長野原が主体で、うちはそれに準じ

るような形の対応しか今まで国もしていません。こういったことを考えると、いざ長野原で方向がある程度出てしまったら、うちのほうはというような話になってしまうのでは困りますので、そういった意味では、やはりこの機会に真剣に対応すべきだと思います。一度要望書を出して、その結果が来ていませんので、やはり再度何らかの形でアクションを起こして、その結果をしっかりとまとめていくというぐらいの姿勢が町長に必要なだと思いますが、最後にそれをちょっとお答えいただきたいと思います。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） この件につきましては、県の県土整備部長等のお話も以前からございまして、やはり長野原町、東吾妻町一体となってやることも当然必要でございすけれども、それぞれの事情から独自の行動で、国に対して、県に対して要望を行っていくということも必要だというふうにお伺いをしたわけでございます。これからも、昨年の実績もございす。そういうものも踏まえまして、各種のダム協議会等との連携も図りまして、何らかの行動を起こしていきたいというふうに思っております。

また、8月24日には1都5県の八ッ場ダム建設推進全体協議会というものが東京都で行われるわけでございます。これにつきましては国会議員、1都5県の知事、1都5県の県会議員、それから長野原町、東吾妻町ほかの団体が集いまして、大いに氣勢を上げると。大いにPRするというところでございます。東吾妻町でも30名近くの方に行ってもらおうということになると思いますが、そのときにはぜひ議会の皆様にもご参加をいただいて、国、日本全域にPRして、アピールをしまいたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 最後に一言だけ。

これは希望になるんだと思いますが、今回質問した事項については本当にここ数カ月のうちに対応しなくてはならないものをちょっとピックアップしてきたつもりです。そういった意味では、タイミングを逸して後でやろうと思ってできないことなんです。その辺のところをきちっと踏まえてやっていただかないと困ると思いますので、後の祭りにならないようにという、先ほど言ったのはそういう意味ですから。終わってから何とかというわけにはいきませんので、その辺のところをぜひ踏まえて、これから対応を、町長以下関係課長にはお願いしたいと思います。

それだけ申し上げて、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（菅谷光重君） 答弁はいいですか。

（発言する者あり）

○議長（菅谷光重君） 以上で一場明夫議員の質問を終わります。

これをもちまして町政一般質問を終わります。

○議長（菅谷光重君） お諮りいたします。会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任された
いと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他整理は、議長に一任することに決定をいたしました。

○議長（菅谷光重君） お諮りいたします。本定例会に付された事件はすべて終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会はこれをもって閉会することに決定をいたしました。

これをもって本日の会議を閉じます。

◎町長あいさつ

○議長（菅谷光重君） 閉会の前に町長のあいさつをお願いいたします。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 平成23年第2回定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る7日に開会をされました今期定例会におきましては、東吾妻町副町長の選任についてなど人事案件5件、平成23年度東吾妻町一般会計補正予算など予算関係4件、東吾妻町税条例の一部を改正する条例についてなど条例関係2件、平成22年度東吾妻町一般会計繰越明許費繰越計算書についてなど報告関係3件、その他2件、すべてを原案どおりご議決いただき、本日閉会の運びとなりました。議員各位の会期中における熱心なご審議とご指導に敬意と感謝を申し上げます。

国政においては、菅直人首相の退陣やその時期が取りざたされ、今後の政局についても注視されるところですが、国政が停滞することなく、東日本大震災からの復興が着実に実施されることを願うものであります。

あす、16日には群馬県知事選挙が告示され、17日から7月2日まで期日前投票、3日に投開票が実施をされます。今後の県政を占う重要な選挙になるものと思います。

終わりに、議員の皆様方には公私ともにご多忙な日々が続くと思いますが、健康には十分ご留意の上、地域の活性化や町の振興、発展のために、今後ますますご活躍いただきますようお願い申し上げます。閉会のあいさつといたします。

本日はまことにありがとうございました。

◎議長あいさつ

○議長（菅谷光重君） 閉会に際し、一言ごあいさつを申し上げます。

議員改選後初の定例会となった本定例会は、6月7日から本日まで9日間にわたり開催をされ、3つの特別委員会を設置し、副町長の選任を初めとした人事案件5件、条例関係2件、予算関係4件及びその他4件に加え、請願書・陳情書の審査等終始熱心にご審議をいただきました。また、町政一般質問には5人が立ち、ここに終了することができました。

9日間にわたる会期中、格別なるご精励をいただきました議員各位、また諸般にわたりご協力をいただきました執行部の皆さんに心からのお礼を申し上げます。

会議中の発言につきましては、町政を執行するに当たり参考になるものがあったかと思
います。今後の事務執行にそれらが十分に活かされてくるものと期待をしておるところで
ございます。

最後に、東日本大震災で被害に遭われた方々の一日も早い復興を祈念申し上げ、言葉は整
いませんが、閉会に当たってのあいさつとさせていただきます。

◎閉会の宣告

○議長（菅谷光重君） 以上をもちまして平成23年第2回定例会を閉会いたします。

大変にありがとうございました。

（午後 3時14分）

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

平成 年 月 日

東吾妻町議会議長 菅 谷 光 重

署 名 議 員 山 田 信 行

署 名 議 員 水 出 英 治

署 名 議 員 轟 徳 三